

◆暮らし・コミュニティ（環境衛生、税金、住まい、住民登録・戸籍・証明 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和4年4月	受動喫煙防止の推進 (広報あかし等で)	コロナ禍における換気の重要性は国などから指摘され推奨されていますが、マンション隣人のベランダでの喫煙による煙の侵入のため、定期的な換気の実施が難しいです。 喫煙者は自室の窓を閉めて喫煙していると思いますが、周辺の部屋に煙が侵入してきます。 今の季節、定期的に気持ち良く換気できればと思います。 広報あかしなどで受動喫煙防止のマナーを知らしめ、守っていただくよう啓発の実施をお願いいたします。	本市においては、国の法律に妊婦や20歳未満の方の受動喫煙防止の規定を上乗せした兵庫県条例に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでおります。 この条例は、人が多く集まる場所における受動喫煙被害の防止を目的としており、マンションや戸建住宅のようなプライベート空間は規制対象外となっているのが現状です。 そのため、禁煙の推奨と受動喫煙防止の両方の観点から普及啓発活動を行うことにより、プライベート空間や屋外での受動喫煙被害防止意識を高めるよう取り組んでいます。 今年度は、広報あかしにおける啓発や、健康増進に係る地域団体との会議など様々な機会を捉え、普及啓発等を検討・実施してまいりたいと考えております。 引き続き、受動喫煙防止について着実な活動を積み重ね、住みよい環境づくりに繋げてまいりますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
2	令和4年4月	雨水タンク助成金	南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況下、広域での被災が予測され、生活用水の確保は命を守るため必須です。 各家庭での雨水タンクの設置、各自治体でのRO膜浄水器設置が早急に検討されるべきだと思います。 雨水タンク設置の助成金復活を強く希望致します。	明石市下水道室では、雨水貯留の一環として平成22年度から平成25年度の3か年に『雨水貯留タンク設置助成制度』を設け、水資源の有効活用、浸水対策、環境・防災への意識啓発などを行ってまいり、一定の目途がたったことから、現在は制度を廃止しており、財政面からも復活は困難な状況にありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 (下水道室下水道総務課/078-934-9620)	下水道室下水道総務課/078-934-9620
3	令和4年4月	喫煙所設置	日頃からマナーを守りつつ明石駅北側に設置された所を使用しますが、他地域に比べあまりに喫煙所が少なすぎる。 吸わない人の気持ちも理解しますが、たばこを吸う人の権利も考えてほしい。	明石駅前周辺では、過去に数力所の駅前喫煙所がありましたが、設置場所や設備に問題があり苦情等が多く周辺には適当な代替地が見当たらないという課題がありました。また、喫煙設備も古い仕様のものでありましたので、令和2年度に北側1箇所へ統合し、喫煙設備も新しい仕様にて現在もご利用いただいております。 今後、更に駅前喫煙所を設置するということは、現実的に困難であると思われます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課/078-918-5030
4	令和4年4月	工場の騒音について	工場から休日や深夜、操業もしていない時間帯でさえ昼間と同様の騒音がします。それが日毎に大きくなっているようで耳障りです。また、換気扇から黒煙もあり、隣接する公園で遊ぶ子どもの人体に有害かどうか、ぜひ、調べていただけないでしょうか。	4月12日(火)午前11時頃、工場への立入を実施いたしました。 事業所責任者に対し、近隣住民より苦情が発生している旨を説明し、工場から発生する騒音等について、近隣への配慮及び規制基準の遵守をお願いしております。今後、騒音等の発生状況に変化がない場合は、お手数ですが環境保全課までご連絡をお願いいたします。 なお、公害苦情に対応するためには、状況を詳細に聞き取り確認する必要がありますので、今後、ご連絡いただく際は、下記連絡先へお電話いただくと幸いです。	環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
5	令和4年4月	コンビニ交付について	なぜ対応していないのか。今後、対応の予定はないのか。 住民サービスが対応市町に比べて遅れている。	コンビニ交付の対応については、令和4年10月の実施を予定しており、住民票及び印鑑証明書、所得証明書が発行できるよう、現在準備を進めているところです。 ご迷惑をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきますよう、ご理解のほどよろしくお願い致します。	市民生活室市民課 /078-918-5020
6	令和4年4月	ゴミの収集を午前中に	西島のゴミの収集が遅すぎます。午後になっても収集が行われず、鳥避けネットをカラスがはがしてゴミを荒らしています。せめて生ごみの日くらいは午前中のうちに収集を終わらせてください。	明石市内には4,000ヶ所以上のごみステーションがあり、通常は朝8時から15時頃まで安全かつ効率に配慮して収集作業を行っています。 なお、当課の所有するごみ収集車の台数と積載量には限りがありますので、すべての地域を同一時間帯でごみを収集することは物理的に不可能です。 また、ごみ収集車の増車で同一時間帯に収集することは、効率・コストの観点から現実的に厳しいと考えています。 これらの事情により収集時間の変更に関する要望はお応え致しかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、カラスなどの鳥獣対策ですが、十分な大きさの防鳥ネットを利用し、ごみ全体を隙間なく覆う(ごみの下にネットを挟み込む、ネットの端をおしなどで押さえるなど)ことで概ね被害を防止することができます。そのためには防鳥ネットの適正な利用について、市民のみなさまのご協力が必要であると考えています。	環境室収集事業課 /078-918-5780
7	令和4年5月	固定資産税通知書	紙のサイズをA4にしたい。特異なサイズで整理し辛いし、明細書も文字が小さすぎて読みにくい。	納税通知書については、毎年5月中旬に一斉送付しておりますが、そのために一定の期間内で10万通以上の封筒を用意する必要があり、納税通知書をA4サイズに変更する場合は、サイズや枚数の異なる納付書と組み合わせて同封する作業が発生しますので、本市においては、費用対効果及び誤封入防止の観点から、導入が困難であると判断しております。 また、納税通知書の様式につきましては、皆様にとって、より見やすく分かり易いものとするために毎年内容を見直しており、令和4年度におきましても、文字サイズの拡大及び刷色の変更による視認性の向上並びに各種案内の拡充等を行ったところです。 しかしながら、ご意見をいただきましたとおり、明細部分については、従前と比べ文字が小さくなりましたので、令和5年度以降に向けて改善を検討します。	税務室資産税課/078-918-5015
8	令和4年5月	届け出について	離婚に伴い様々な届け出を市に対して行わないといけないと思いますが、神戸市では『離婚に関する届』という、いつまでにどこに何を提出しなければいけないという一覧があります。 とてもシンプルで分かりやすいので、スケジュールを立てて戸籍謄本や住民票など必要なものをまとめて取得することができました。 ぜひ、明石市でも作成頂けたらと思います。	本市におきましては、離婚届の用紙をお渡しする際に、離婚に関連する届出書やパンフレットをお渡ししています。 離婚に伴う様々な手続きにつきましては、ご家庭の事情により、ご案内する届出内容が異なるため、離婚届を受理する際に、ご家庭の状況に応じた担当窓口をご案内させていただいております。 いただいたご意見も参考にさせていただき、引き続きご利用される皆様の利便性向上に努めていきたいと考えております。	市民相談室/078-918-5188

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
9	令和4年5月	難病の子どもが利用できるショートステイ施設について(要望)	子どもが難病の受給者証を所持しており、ショートステイを利用したいが、施設が神戸市など遠方ばかりである。私は車を運転できないので、送迎が出来ず全く利用できない。明石市内に施設を整備して欲しい。市民病院でレスパイト入院ができると聞き、相談したところ、医療ケアが必要ない場合は受入れできない言われた。対象を拡げて受け入れて欲しい。	誰もが住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、安心してサービスをご利用いただけることは重要だと考えております。 障害者手帳をお持ちの方、難病をお持ちの方等につきましては、年齢や医療的ケアの有無に関わらず、障害福祉サービスの支給申請を行い、受給者証の交付を受けることで、短期入所や施設入所支援等をご利用いただくことができます。 しかしながら、明石市内の福祉施設等において、未就学で障害をお持ちのお子さまを受け入れできる施設が不足しており、近隣の市町の施設を利用せざるを得ない状況となっております。原因として、看護師等医療職の配置、医療機関との連携、緊急時の対応策の周知等、安全面の確保が課題となっているものと思われます。明石市では、福祉施設等において障害をお持ちのお子様を受け入れるための整備が進むよう、さらなる情報収集に努め、課題解決に向けて今後とも取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 生活支援室障害福祉課 難病のお子様をお預かりする施設が近隣になくお困りとのこと、ご家族様におかれましては、大変なご不便を感じておられることと拝察いたします。 明石市立市民病院については、独立行政法人により運営されているところでございますが、レスパイト入院については、医療機関であるという性質に鑑みて、現在のところは、呼吸器管理や経鼻経管栄養など医療的措置が必要であるために、一般的なショートステイが利用できないお子様を対象としての運用となっております。 市といたしましても、障害福祉部門との連携のもと、それぞれのお子様の病状や状況に合わせて、レスパイト入院を必要とされる方が利用しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 あかし保健所保健総務課	生活支援室障害福祉課/078-918-1344 あかし保健所保健総務課/078-918-5414
10	令和4年6月	図書館の飲食可能場所	明石市図書館の勉強スペースいつも使わせていただいています。1日中勉強することがあるのですがお昼ご飯を食べられる場所がなく、1度外に出て、飲食店に行かないといけないのが不便に思います。明石公園内の図書館には飲食可能なスペースがあるので、本館にも設置して欲しいです	あかし市民図書館及び西部図書館では、食事による食べこぼし、周囲への臭い、咀嚼音などが発生することから、本の汚破損や他の利用者の迷惑につながる可能性があるため、閲覧席をはじめ、館内における食事を禁止しております。また、エリアを区切った専用スペースについては、館内の敷地面積の制約などから設置は難しい状況です。 また、現在、明石公園内にある図書館は兵庫県立図書館となります。 食事スペース確保については、ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
11	令和4年6月	市県民税の通知書について	毎年5月に市民税課から送られてくる給与所得等に係る通知書を会社から貰いますが、裏面の説明の字がとても小さい上に緑色でとても見にくいです。 他市の通知書は少しサイズが大きく、字も茶色で見やすかったです。もう少し見やすい物に変更できないでしょうか。	本市では、地方税法等により規定されている「給与所得者等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」の様式及び規格に則りつつ、用紙の大きさについては電算出力システムの改修費用の抑制及び機械による封入封緘業務の影響を考慮しながら決定しているほか、用紙色・印刷色については同時期に通知する書面との近似色を回避すること及び各納税義務者様が長年見慣れている配色から大きく変更しないこと等の観点から、現行の様式を採用してきた経緯があります。 「裏面の説明の字がとても小さい上に緑色でとても見にくいです。」「もう少し見やすい物に変更できないでしょうか？」等のご指摘、ご要望を受けまして、担当者複数名により近隣各自治体が採用している様式との比較を行いましたところ、貴方様のご意見を当然のこととして認識したところでございます。 本年度の使用見込み分につきましては既に納品済でありますことから、令和5年度使用分から、用紙色・印刷色について改善すべく各自治体採用分を参考にしながら検討を進めてまいります。 なお、様式の大きさにつきましては、前記の2つの理由により変更が困難であると認識しているところでございます。 ご理解賜りますようお願いいたします。	税務室市民税課/078-918-5013
12	令和4年6月	個人市民税、県民税の納入書について	特別徴収にて明石市在住の従業員の市民税、県民税を支払う際、納入書に金額が書いておらず、銀行窓口で難儀しました。 弊社の他市在住の従業員の納付書には金額が記載されています。 明石市でも、金額を書いてもらえるととても助かります。 もうひとつは、対応する銀行に横浜銀行を加えていただけるとさらにうれしいです。ご検討、お願いいたします。	一点目の特別徴収の納入書の金額の記載につきまして、特別徴収の納入金額は納入回数が年に12回と多いことから、従業員の退職や所得額・所得控除額の修正等により税額変更が発生することに伴い、頻繁に月毎の納入金額に変更が発生していると認識しています。 本市が納入金額を印字する方式を採用するとすれば、変更の都度新しい納入書を発行することとなり、かえって煩雑になると考えています。 また、他の自治体においては、印字した金額を事業所様が訂正することも可能であるとの判断を示されていると認識しているところですが、本市としましては、訂正された納入書を受領する金融機関側の手間等を勘案しますと、得策ではないと判断しているところです。 このようなことから、本市では特別徴収の納入書に金額を記載しないこととしています。 二点目の納入場所の金融機関追加につきまして、本市では電子納税(ネットバンキング等)の普及を踏まえ、公金の納付納入については金融機関窓口以外でも可能であることから、現時点では他の金融機関を追加する予定はございません。 なお、特別徴収に係る本税の納付につきましては、地方税ポータルシステム(eLTAX)によりお手続きいただくことも可能です。金融機関の窓口に出向くことなくインターネットを通じて行うことができますので、ぜひご検討いただければと存じます。 【参考】地方税ポータルシステム(eLTAX) URL: https://www.eltax.lta.go.jp/ ご理解賜りますようお願いいたします。	税務室市民税課/078-918-5013

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
13	令和4年6月	明石本庁とパピオスの連携をお願いします。	本庁の市民課にて、母のマイナンバーカードの住所変更の際、暗証番号を間違えてロックしてしまい、再設定をしに、委任状を持ちパピオスの出張所に出向いたところ、本庁で手続きされているので本庁に行ってくださいとのことでした。 パピオスでできると聞いたのですが、と尋ねたところ、一回目の手続きをパピオスでやった場合のみできるとのことでした。私が勘違いしていたのです。 パピオスから本庁まで行く時間が取れず、母(要介護5で動けず)のマイナンバーカードは残念ながら失効することになります。 パピオスは本庁とずっと連携して、本来の、本庁まで行かなくても手続きできる場所となることを希望します。	この度は、ご不快な思いをされましたこと、申し訳ございません。 当初対応した本庁職員に確認しましたところ、「ご本人様がお越しいただけるなら、本庁に限らず、明石駅前のかかし総合窓口でもマイナンバーカードの暗証番号再設定ができる」旨を説明したとのことでした。 そのため、「本人が来れない照会回答手続きも、あかし総合窓口でできる」と誤解を招いたと思われます。いただいたご意見を窓口担当職員に共有し、今後は誤解を招かない案内を行うよう注意していきます。 また、マイナンバーカードにつきましては、暗証番号が分かることで、インターネット等で様々な電子手続きが可能となるため、暗証番号を忘れている場合は、本人が来庁いただいた場合のみ、即日で再設定できるものとなっております。 本人が来庁できない任意代理人の場合、本人に対して照会書を発送し、回答書兼委任状を持参いただいて(同じ窓口にて2度来庁いただいて)、初めて再設定ができる厳格な手続きが定められています。 そのため、当初の窓口(本庁市民課)と同じ窓口にて「回答書兼委任状」と「お母さまのマイナンバーカード」を持参いただいて、初めて暗証番号再設定手続きができるものとなります。 転入届出後90日以内に暗証番号を入力してマイナンバーカードの継続処理をしないと、自動失効してしまいます。ご足労をお掛けしますが、本庁市民課に再来庁いただきますよう、お願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
14	令和4年6月	大久保駅周辺のムクドリ大群の駆除について	大久保駅周辺のムクドリの大群がうるさいのと糞などの衛生面でも困っております。自治会では対応出来ないもので市の方でなんとかしてもらえないでしょうか。年々ひどくなっています	初夏から秋にかけてムクドリの苦情は多く寄せられますが、野生鳥獣であり生態系の一部であるムクドリは駆除することができません。 これまで、市道の街路樹を低く剪定するなどの対策を行いましたが、集まらないようにする決定的な対策はなく苦慮しております。 ムクドリによる糞害につきましては、土地の所有者、または管理者が対応することになります。 個人所有の土地の場合は、市が対応することはできませんが、市道など市の管理地における糞害にお困りの場合は、市が清掃を行いますので、具体的な場所につきましてご連絡ください。 ご理解いただきますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
15	令和4年6月	犬の放し飼いについて	近所の男性が、毎日大型犬を放し飼いで散歩しています。 家の前の住宅街の道路ではいつもリードをはずし、小さな子どもを含む住民に犬が近づいてきて大変怖い思いをしています。 飼い主は、犬が人に近づいても遠くから「こら」と言うだけで何もしてません。 特定の個人のことであるので、市から直接本人に注意してほしいです。	あかし動物センターでは犬の飼い方について相談があった場合は、飼い主宅を訪問して犬の飼い方を確認し不適切な飼い方である場合は改善をするように指導しています。 今回の相談についても犬の飼い主宅を訪問して聞いたところノーリードで散歩をしている事実が確認できたため、飼い主に対して他人に迷惑をかけないように指導を行うとともに条例でも禁止されている旨を説明しリードを繋いで散歩をするをお願いしました。 犬のノーリードでの散歩は兵庫県条例で禁止されていますので見かけられましたら警察へ通報若しくはあかし動物センターへご相談ください。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
16	令和4年7月	自治会に土のうを備蓄することはできますか	大雨になると民家に雨水が入り込み困っているという相談が自治会に数件ありました。明石市から自治会に土のうをもらえますか。	土のうをお渡しすることは可能です。実際に市役所で土のうを受け取り、大雨に備えておられる自治会もございます。 お手数ですが、市役所まで自動車などで取りに来ていただくことと、受け取られた土のうについては明石市が回収を致しませんので、不用になった場合は各自で処分をお願いしているところです。 土のうは市役所横の倉庫に保管しておりますので、受取りの希望日時を調整させていただいて、積み込み場所まで誘導させていただきます。 以上、よろしくお願い致します。 ※土のうは1個あたりの重さは10～15kg程度でございます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
17	令和4年7月	住吉公民館の迷惑駐車	選挙投票で大勢の方が利用されるのにスタッフの車が停まっている。以前も投稿しましたが停めてないとの返答でしたので、この度は、車番を投稿します。マナーが悪すぎます。駐車場が3台しかないのに、有権者を優先すべきです。 公民館利用時は、近隣に不法駐車が多くなり危ない状態です。駐禁対策の警備員かスタッフを付けるよう要望します。	市選挙管理委員会では、高齢者や障がい者など、様々な方が投票に行っていただけるよう、各投票区の中で地域に密着した公共的な施設を選択し投票所としております。投票所には十分な駐車スペースがない場合もあり、非常に苦慮しているところです。 市民の声にお寄せいただいた「住吉公民館の迷惑駐車」についてですが、ご指摘のとおり、1名の従事者が駐車しておりました。次回以降は、事務従事者が選挙当日に駐車しないように指導を徹底してまいります。 また、路上駐車禁止の貼り紙を公民館の敷地内に掲示するなど注意喚起を更に行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062
18	令和4年7月	生ごみ処理機の助成	生ごみ処理機購入助成金制度を導入して欲しいです。 兵庫県内の自治体の約半数は導入しています。	明石市では平成12年(2000年)から平成19年(2007年)3月末まで、生ごみ処理機の購入助成(20,000円を限度に販売価格の1/2)を行っており、累計865基に対して助成を行いました。 当初は生ごみ処理機を普及するため、また、処理機の販売価格が高額のため購入助成を始めましたが、平成16年(2004年)より「紙類・布類の分別収集」を始めたこと、年々助成金申請件数が減少したこと、処理機の販売価格が下がってきたこと等で助成制度を廃止いたしました。 なお、平成24年(2012年)度にご家庭で生ごみのたい肥化が手軽にできる「段ボールコンポスト」の無料配付を行い、以後出前講座等で啓発を行っております。 また、段ボールコンポストの基材をご希望の市民には無料で提供しております。(明石グリーンセンターまでご来場いただける方、郵送等は行っておりません。) 生ごみ処理機に対する将来的な考え方としては、段ボールコンポストを啓発・推進していること等から助成制度を設ける予定はございません。 今後とも、ごみの減量を目的とする中で手法については様々な方法、明石市の現状を検討しながらその時代に合ったごみの減量方法を啓発・推進してまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
19	令和4年7月	外来種 ヤンバルトサカヤスデの発見	先日大量のヤスデのような虫がいました。普段よく見るヤスデとは何となく違い、ネット等で検索をし写真を見たところ、外来種の【ヤンバルトサカヤスデ】にそっくりで、調べると、日本南の方や関東地方で発見されるとの事。 放っておくと、大量に増え続け、住宅にも大量に侵入する不快害虫であるそうなので、殺虫などの指導が必要であればと思い、報告致します。	この度、情報提供をいただきましたヤンバルトサカヤスデについて、いただいたメールでは、ヤンバルトサカヤスデであるかどうかの判断を行なうことは困難であります。実際の個体を撮影した写真があれば専門家へ同定の依頼をすることも可能となりますので写真があればいただけないでしょうか。 ヤンバルトサカヤスデは外来種であり不快害虫とされ、鹿児島県等では駆除を呼び掛けています。しかしながら、特定外来生物や緊急対策外来種には指定されていないことから対策を講じる優先順位は低い状況です。現時点では、情報を集める段階であります。 今回いただいた情報については、今後の参考とさせていただきます。	環境室環境創造課 /078-918-5786

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
20	令和4年8月	住所について	家の周りには、住所が全く同じ地番の家が何軒かあります。その中には空き家もあり、慣れない宅配の方が右往左往する場面がよくあります。最後に帯をつけられませんか。	近隣建物と同じ住所の場合、建物の使用者から住所番号の変更申出をしていただくことで、住所番号に枝番を付定することができます。(変更後例:〇〇町〇番〇—〇号) 変更を希望される場合は、運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類をご持参の上、明石市役所市民課①番窓口にお越しください。 上記申請により住民登録上の住所変更はされますが、運転免許証、ガス、電気その他の住所変更手続きはご本人様にて別途必要となりますのでご注意ください。	市民生活室市民課 /078-918-5020
21	令和4年8月	明石市立高丘西小学校の夜間照明について	最近、明石市立高丘西小学校の廊下や渡り廊下が夜間に照明がついたままになっています。今夜は渡り廊下の照明がついていました。これは防犯対策なのでしょう。それとも職員の消し忘れでしょうか。税金の無駄遣いにしか思えません。	この度、小学校の廊下、渡り廊下の照明が夜間に点灯し続けていたことについて、ご指摘いただきありがとうございます。早速学校及び関係機関に調査しましたところ、消灯の確認不足によるものと判明しました。 当該学校及び関係機関には、消灯の確認を徹底するよう厳重に注意したところです。	教育企画室学校管理担当 /078-918-5197
22	令和4年8月	電柱周りの草刈り	電柱の周りとマンション前の歩道の境、ガードレール裏に雑草が生えています。一部の心無い飼い主の犬のトイレ代わりになっています。特に電柱周りが酷く、以前は目立つ草だけ刈ったりしていたのですが、犬の糞が転がっているのを見てしまうと流石に躊躇してしまいます。定期的なパトロールと草刈りをしていただけないでしょうか。犬の飼い主への注意喚起の看板等も設置して頂きたいです。	ご連絡いただいた箇所につきましては、8月12日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っていますが、ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 本市では、犬のふんの放置でお困りの地域の皆様に啓発用の看板等を配布しており、看板の設置はしておりません。管理も含め申請された方をお願いしておりますので、ご希望の方は環境保全課(TEL:078-918-5030)までご連絡ください。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 環境室環境保全課 /078-918-5030
23	令和4年8月	近隣のブロック塀、境界線の件について	茶園場町に使われていない古い建物があるのですが、ブロック塀が傾いていて、大変危険です。大きな柿の木があつたり、雑草の手入れがされておらず、ごみの散乱も見受けられます。市から管理の注意を促せないものでしょうか。また、駐車場と市道の境界線のブロックが古く、壊れかけています。傾斜のあるコンクリートのものに変えていただきたいです。	ご連絡いただきました空き家の敷地内における危険なブロック塀、立木の繁茂、ごみの散乱については、職員が現地確認を行い、所有者に対して適正に維持管理するよう文書で通知し、指導を行いました。 住宅・建築室建築安全課 駐車場の出入りのための乗入れ用縁石ブロックへの改修については、受益者である駐車場の管理者にて、道路総務課へ工事施工承認(道路法第24条)手続きの後、実施してもらう必要があります。 ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。 都市局 道路安全室 道路総務課	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046 道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
24	令和4年9月	戸籍謄本もコンビニ交付してください	10月から各種証明書がコンビニ交付できるようになると聞いていますが、検討するまでもなく戸籍謄本も取れるようにしてください。今後、高齢者の死亡が増加する中、遠方の親族が財産のことで戸籍謄本が必要になります。郵送や当該市まで出向くのはかなり不便です。	各種証明書のコンビニ交付については、令和4年10月1日からの実施を予定しております。 ご指摘の戸籍証明書につきましては、令和5年度に法改正があり、どの自治体の窓口からでも証明書が発行できるよう、国全体でのシステム改修が行われる予定のため、本市のコンビニ交付への戸籍証明書の導入については検討中です。 なお、コンビニ交付に戸籍証明書を導入している場合であっても、取得できる戸籍証明書は、本人及び同一戸籍に記載のある方の現在のものに限られますので、相続などで必要となる、亡くなった方の除籍や改製原戸籍などについては、従来どおり窓口又は郵便で申請いただくことになります。 住民票の写し等のコンビニ交付に向けた準備を進めておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
25	令和4年9月	喫煙者のマナーについて	JR明石駅南口前の広場付近で、喫煙している人を見かけることが多いです。バスを待っている間、副流煙を吸い込んでしまい、受動喫煙の被害が心配です。 喫煙所での喫煙を徹底していただきたいです。	本市では、JR明石駅前周辺において、駅利用者が混雑する時間帯を中心に職員による啓発業務を日々実施しております。路上喫煙者には職員自ら声掛けを行い注意喚起したうえで駅前喫煙所に誘導しています。また、公用車からのアナウンスによる啓発パトロールも実施しております。 ご指摘の「JR明石駅南口前の広場付近で、喫煙している人を見かける」ことにつきましては、喫煙者のなかに少数ではありますが、マナー違反をする方がおられます。引き続き、明石駅周辺の環境美化の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
26	令和4年9月	猫の放し飼いについて	お婆さんが猫を複数放し飼いにしています。猫が他人の庭・家の中・車庫・ベランダ・畑に勝手に侵入し、糞尿や体毛を撒き散らし、物を破壊、汚すなどします。突然道路に飛び出すので、自転車の小学生が転けて怪我をしていました。夜中の2時でも3時でも、外で猫が騒ぐので眠れません。大きな事故になる前に、市からも対応をお願いします。	あかし動物センターでは猫の放し飼いについて相談があった場合は、飼い主宅を訪問して猫の飼い方を確認し放し飼いをされている場合は、不妊手術など繁殖制限の確認と近隣住民への迷惑防止と飼い猫の健康面から室内で飼うようお願いをしています。 今回の相談についても猫の飼い主宅を訪問して聞いたところ外に出している事実が確認できたため、飼い主に対しては、不妊手術など繁殖制限の確認と他人に迷惑をかけないように室内飼いをお願いしました。また、近隣の方にも最近の猫についての問題等の状況を確認しました。 ペットを飼う場合は他人に迷惑をかけないように飼う必要があります。猫の飼い方について問題等ありましたらあかし動物センターへご相談ください。	環境室あかし動物センター /078-918-5797
27	令和4年9月	行政からのお知らせに市外局番をつけて欲しい	明石市から発行の掲示物やチラシ、ゴミの分別表などに問い合わせ先の電話番号が書いてあるが市外局番が書かれておらず携帯から問い合わせできず不便です。早急に改善してほしいです。	いただきましたご意見につきましては、関係課に情報提供するとともに、庁内システムに登録し庁内で情報共有をさせていただきます。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
28	令和4年9月	市内の駅周辺の受動喫煙防止対策について(2回目)	市内の駅周辺の喫煙所の縮小に伴い、特に通勤時間帯での喫煙所以外での喫煙がとても多く、タバコの臭いで私はとても迷惑をしています。	本市では、人の往来が多い駅周辺に「散乱防止重点区域」を定め、更に区域内には「喫煙防止・マナーアップ区域」を設定しています。この区域内では駅前喫煙所を設けており、駅前喫煙所以外で喫煙される方には職員による声掛け(啓発業務)を行い、区域内の説明と再発防止のための注意喚起等をしたうえ駅前喫煙所へ誘導しております。主にJR明石駅など利用客が多い駅では、ご指摘のあった通勤時間帯に職員による啓発業務を実施しておりますが、喫煙される方のなかで一部ではありますがマナー違反をする方がおられます。さらに、詳しい内容を確認したいと思いますので、直接、環境保全課(連絡先:078-918-5030)までご相談ください。 駅前周辺の環境美化の観点により、引き続き、啓発業務等を実施してまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
29	令和4年9月	本人に無断で役所職員が住民票をNHK職員に渡した件について	本人(世帯主である私)に無断でNHKの職員に役所職員が私の住民票を渡したのは何故でしょうか。 うちは遅くとも5年前からTVを所持していませんのでNHKの集金人が来られる度に、その旨お伝えしました。 今後、世帯主に無断で他人に個人情報を知らせるのはやめて下さい。	住民票の写し等につきましては、本人および同一世帯員の他、住民基本台帳法第12条の3第1項の規定に基づき、次の場合に、法人等の第三者が交付請求可能となっております。 ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合 ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 ・その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合 このような交付請求の受理にあたって各市町村は、請求者に対し、住民票の写し等を必要とする理由を明らかにさせ、また必要に応じて資料を提示または提出させることによって事実確認を行い、正当な理由が認められるかどうかを審査した上で、交付の可否を判断しております。 つきましては、NHKが上記のいずれかの理由により以前の住民登録地で「住民票(除票)の写し」の交付を受け、転出先として明石市内の住所を確認し、本市にて住民票の写しを請求したことも考えられます。本市においてご自身の住民票の写しをNHKが請求したかどうかにつきましては、ご自身の個人情報の開示請求を行うことにより確認することができます。 明石市の個人情報開示請求は「明石市行政情報センター(TEL078-918-5003)」で受け付けております。手続きにつきましてはお問い合わせください。	市民生活室市民課 /078-918-5020
30	令和4年9月	犬散歩中の糞害	門柱に犬の糞害が頻繁にあり、学校の通学路であるため対応に困っています。	犬の糞の放置禁止については、条例等で規定しておりますが、飼い主のマナーの問題であり飼い主が分かっているならば、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。 この度の相談では、飼い主が分からないことから、現場に行く際など、啓発パトロールを行い、必要であれば自治会名での啓発回覧を作成させていただきます。 また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行っております。 今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。	環境室あかし動物センター /078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
31	令和4年9月	マイナンバーカードのデータ保存活用方法	市独自のマイナンバーカードの活用を提案したい。 マイナンバーカードをデータ保存して、本人確認証明として活用する。 火災や風水害などにより、免許証やマイナンバーカード、保険証などの本人確認書類が消失した場合に、市役所にマイナンバーカードのデータがあれば、本人が来訪すればカードの写真と見比べて、本人であるという事が瞬時に確認出来ます。 マイナンバーカード付きの証明書を発行して、火災保険や災害証明など保険会社などの本人確認書類として直ぐに活用できます。 その為には、マイナンバーカードのデータアクセスは、限られた人達が複数で認証しなければアクセス出来ないようにして、ダブル認証時に、アクセス理由を確認するなど厳重にする。 マイナンバーカードのデータ保存によって、本人が市役所に来れば本人確認が簡単にできるようにする事が本当の意味でのカード価値になる。 ポイントで作成させるよりもカードの利用価値をアピールして、作成した方がいいと感じてもらおう。	マイナンバーカードの利活用につきましては、国や地方公共団体、また民間において、様々な研究や取り組みが進められているところです。 ご提案いただきましたカードの申請情報の活用につきましては、カード申請情報は国(委託先の地方公共団体情報システム機構)が管理しており、市町村にはございませんので、申請時の写真データを含め申請情報を市町村で独自利用することはできません。 しかしながら、災害時の被災者支援におきましては、国において自治体基盤クラウドシステムの導入が始まっており、また民間事業者においても、マイナンバーカードを活用した様々なシステムが開発されております。 こうした状況を踏まえつつ、ご提案いただきましたように、カードの利用価値をしっかりとご説明しながら、マイナンバーカードの普及を進めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5266
32	令和4年10月	あかし総合窓口のセキュリティについて	総合窓口にてマイナンバーカードの電子証明が切れているということで再登録を案内していただきました。 ここで驚いたのが、暗証番号を入力するにも関わらずセキュリティになにも配慮がされていないことです。隣の窓口の人も後ろの待機スペースにいる人にも入力画面が丸見えになっています。 パーテーションを設けるなど、早急の対応をお願いします。	ご指摘をいただいた窓口につきましては、窓口間の仕切りや暗証番号入力用タッチパネルの位置を変更するとともに、パーテーションを設置して、隣の窓口や後方から入力画面が見えないように対応いたしました。 引き続き市民の皆さまに安心して、お手続きいただけるよう、窓口を運営して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	あかし総合窓口/078-918-5645
33	令和4年10月	歩きたばこポイ捨てについて	工場勤務の男性が毎日歩きたばこ、火がついたままポイ捨てをしています。個人のマナーの問題ではありますが、大変不快ですし、通学路にもなっていますのでやめてほしい。 市から会社へお願いすることは可能でしょうか。	ご依頼のあった内容について、企業側へ連絡し、歩きたばこ及びポイ捨て等を防止するための注意喚起をお願いしました。 企業側からは、「社員が500名以上いるため、ポイ捨てをした社員を特定することはできませんが、朝礼時に全社員へ注意喚起を行い、今後、このような事が無いよう再発防止に努めていきたい。」という回答を頂いております。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
34	令和4年10月	マンション内の騒音	マンション内で下の階からの騒音に悩んでいます。管理会社に言っても直る気配がありません。自治体によっては騒音測定器を貸し出してくれるところもあるようですが明石市にはありますか？	本市では、公害防止等を目的に騒音計を貸出しております。詳細については、環境保全課までご連絡ください。よろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
35	令和4年10月	グリストラップ設置の勧告	1Fが店舗になっているマンションの居住者です。 1Fの飲食店にグリストラップが設置されておらず、排水管が油污れ状態となっております。明石市の条例では飲食店はグリストラップを設置する義務があると思いますが、どうなのでしょう。 マンションの管理組合では、過去に何度も飲食店のオーナーに直接設置を依頼したが、聞き入れてもらえません。 明石市の担当者から「設置勧告」をしていただけないものかどうか、お尋ねしたく、ご相談させて頂きました。	10/11(火)に現地調査を行い、グリストラップの設置勧告を行いました。 ただし、現段階では強制的に設置させることはできません。 以下、回答の根拠を記載いたします。 ・グリストラップ設置の義務に関して 明石市下水道条例8条の2で、除害施設(グリストラップ等)の設置義務に関する基準を定めております。 基準に関しては、店舗から排出される汚水の水質、飲食店の場合は主に油の濃度によって、設置する義務があるかを判断しております。 そのため、飲食店すべてに設置義務があるわけではございません。 ・現地調査の結果 10/11(火)に当該店舗の立入調査を実施いたしました。 店舗オーナーに確認したところ、油を多量に使用するメニューはなく、発生した油もふき取っており排水していないとのことでした。 実際に店舗の汚水ます、マンションの汚水合流ます、マンホール等を確認したところ、油による汚染は見られず、きれいに清掃されておりました。 上記の理由より、現段階では店舗にグリストラップの設置を強制することはできません。 再度、配管が油で閉塞するようであれば、明石市下水道施設課(078-934-9901)までご連絡ください。	下水道室下水道施設課 /078-934-3425
36	令和4年10月	魚の棚のベンチについて	パピオスから魚の棚につながる階段を下りた付近にベンチがあります。 「みんなのベンチ」とありますが、朝や昼に喫煙している方が多くみられます。ここは禁煙にできないのでしょうか。 タバコの煙が非常に不快です。	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例では、多くの喫煙禁止場所が規定されていますが、屋外は一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。現地を確認しましたが、ベンチが設置されている場所は規制対象外となります。 しかしながら、現地が歩道に面していることや魚の棚商店街の入口であることなどから、「受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを主たる目的として行われるもの」という条例の基本理念に基づき、ベンチ設置場所の施設管理者から許可を受け次第、ポスターを掲示して喫煙の自粛を促したいと考えております。 引き続き、受動喫煙の防止に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	あかし保健所健康推進課 /078-918-5657
37	令和4年10月	早朝の塵芥車について。	毎日朝04:45-0530頃に塵芥車が家の前を通過していきます。 走行音やブレーキの鳴きでいつも目が覚めて正直迷惑しています。 明石市指定の朝8時までのゴミ出しルールを鑑みても、早すぎる作業開始だと思います。 市からも、委託業者への通達告知等の対応をお願いしたいです。	早朝に収集運搬を行っている塵芥車は、事業活動に伴って生じた廃棄物等を収集運搬しているものと推測いたします。 明石市内で事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、明石市が収集運搬業を許可した業者(以下、「許可業者」という。)が排出事業者と契約し収集運搬しております。 これまでも一般廃棄物の収集運搬業は、公共性が非常に高い事業であり、常に市民の皆様の目線に立ち業務を行うよう指導しているところでございます。 いただきましたご意見を真摯に受け止め、許可業者へ収集・運搬の作業時の騒音・振動等の防止・減少に努めるよう、改めて注意喚起を行ってまいります。 今後とも、皆様のご意見を賜りながら環境事業に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
38	令和4年10月	材木町公園での喫煙について	公園内で喫煙をする方が目立ちます。子どもたちが遊具で遊んでいるとたばこの臭いが酷く、妊娠中の自分にも子どもにも受動喫煙の影響が気になり、早々に帰宅するしかありませんでした。材木町公園では喫煙が許可されているのでしょうか。公園には喫煙禁止の看板や貼り紙もなく、喫煙者のみなさんは子どもが数人遊ぶ中、堂々と吸われていました。 明石市は受動喫煙についての対策が弱いように思います。パチンコ屋の前でもパーテーションを設置しているのにわざわざ歩道まで出て来てタバコを吸う人が目立ちます。歩きタバコや自転車タバコもよく見かけますが、もっと路上喫煙、歩きタバコの対策を強化して頂きたいです。	材木町公園に限らず、市が管理する公園は、令和2年4月1日より全面禁煙となっております。つきましては、受動喫煙を防止し妊婦さんや子どもが安心して公園を利用できるよう、「公園内全面禁煙」の看板を設置し啓発してまいります。また、巡回の際に喫煙者を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 これからも、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 県の受動喫煙の防止等に関する条例では、パチンコ店を含む多くの人が利用する施設の建物内は禁煙と定められていますが、屋外に関しては一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。 しかしながら、ご指摘いただいているように施設の利用客による路上喫煙のため、当該パチンコ店に出向き、ご指摘の状況を説明し、施設管理者として条例の趣旨に沿って利用客への注意喚起等の改善を実施していただくよう依頼しました。 施設管理者からは、利用者の路上喫煙についてはやめていただくよう声掛けを実施し、路上での喫煙をしないようにポスター等の掲示による告知も行う。との回答をいただきました。 引き続き受動喫煙防止の取り組みとして、情報をいただいた店舗に直接出向いて指導や協力をお願いするとともに、市のHPや広報紙等を活用した啓発活動を実施してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 あかし保健所健康推進課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 あかし保健所健康推進課 /078-918-5657
39	令和4年11月	喫煙場所について	明石公園前の交差点で信号待ちをしていると、東側にある喫煙所からタバコの臭いがしてきました。子連れだったのでとても不愉快な思いをしました。 休みの日だったので、喫煙者も多く、また壁の外に出て喫煙している方もいました。 大きな公園で、子連れも多く駅までの通り道と言うこともあるので、あの場所の喫煙所はふさわしくないと感じました。また、目隠し程度の壁で、天井、入口、足元は抜けてるので、そばを通るだけでも、とても臭いです。場所の移動や撤去をご検討ください。	「喫煙所のそばを通るだけで、たばこの臭いがしてきた」とのことですが、喫煙者のなかで少数の方ではございますが、マナーを守らず喫煙所の外で喫煙される方がおられます。そういう方には、直接声掛け等の注意喚起等を日々実施しております。今後も喫煙者のマナー向上に向けた取り組みを実施してまいります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
40	令和4年11月	西二見駅周辺の喫煙	西二見駅周辺で喫煙、歩きタバコをしている人を多くみかけます。駅周辺には高校や商業施設、保育園があり、学生、子どもが多い地域ですが、喫煙者はお構いなしです。 吸い殻を側溝に捨てる人も見かけます。 過料を科すなどの罰則を作るか、人を置いて注意するとか、警察に見回りしてもらうとか、具体的な対策をしてください。 あるいは隔離された喫煙スペースを作って、喫煙者の行き先を作ってください。	本市では市内の6箇所に散乱防止重点区域と定め、地域住民や各種団体とともに、清掃活動や喫煙者への声掛け等を行いマナーの向上に取り組んでいます。 西二見駅周辺はこの区域ではございませんが、関係団体及び近隣自治会に情報提供し、「地域に貢献できるよう協力する」と回答をいただいております。今後も喫煙者のマナーを向上するための取り組み等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
41	令和4年11月	不必要になった文房具について	自宅の整理をしていた所、未使用の文房具や鉛筆、習字筆などが出てきました。数量としては少ないですが、コロナ禍でお子さんを抱えて大変な世代の方に渡せたらと思います。 スーパー等にはSDGsの一環で、消費期限が近いがまだ食べられる食品回収ボックス、小型家電リサイクルボックスもあり、このような感じで集める事が出来ればいいなと思いました。	本市の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である循環型社会を構築するためには、3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用])が不可欠であり、2Rを重視したライフスタイルの変革として、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の取り組みがより進む社会システムの構築を目指しております。 本市では、リユースの取り組みといたしまして、市民の皆さんが排出された粗大ごみの中から、再利用が可能なものをピックアップし、同センター内のリサイクル家具工房にて修理等を行い市民の方へ提供しております。 ご提案いただきました、文房具等のリユース[再使用]の取り組みにつきましてもご参考にさせていただき、リユース促進に向けての必要な施策を実施してまいります。 今後とも、皆様のご意見を賜りながら環境事業に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
42	令和4年12月	受動喫煙について	毎日通勤でJR明石駅の新快速を使用しておりますが、駅の北側(明石公園側)の喫煙スペースからの煙がホーム上に流れ込んできており、非常に困っております。 小学生含め学生等が受動喫煙にさらされている状況です。 特に冬場が北からの風向きになりますので、連日臭いや煙がきつい状況です。 ご確認の上、喫煙所の閉鎖若しくは、煙がホームに届かない様に設備の改修をお願いします。	令和2年度に、複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所に統合しました。その際、屋外分煙施設の技術的留意事項を考慮した喫煙所の改修等を行い、現在も市民の皆様にご利用いただいております。 ご指摘の「喫煙スペースからの煙がホーム上に流れ込んでいる」について、実際にJR明石駅ホームにて確認を行ってまいりましたが、臭いや煙等を確認することはできませんでした。喫煙される方のなかに少数ではございますが、喫煙マナーを守らず喫煙所の外で喫煙をされる方がおられます。風向きにより周囲に臭いや煙等が流れる可能性があるため、職員による声掛けを行い注意喚起したのち喫煙所へ誘導する等の啓発業務を日々実施しております。 本市では、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでおります。今後も引き続き、喫煙者のマナー向上に向けた取り組み等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
43	令和4年12月	路上喫煙を禁止に	路上喫煙を禁止にしてください。 喫煙コーナーのみ可能で、それ以外の場所は全面禁煙のルールを作ってほしいです。 公道には、妊婦・乳幼児・喘息・アレルギー・健康を目指している人・禁煙を頑張っている人がたくさんいます。 歩き煙草をする人達が毎日吸い殻を道に捨てています。 火もついたまま、悪質で危険です。 毎日大量に拾い続けても無意味です。 同時に、唾を道に吐くのも禁止にしてほしいです。 子どもに優しい街づくりの為にお願いします。	本市では、令和2年度に複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所に統合し、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでおります。 ご指摘のとおり、駅周辺歩行者の一部に、ごみ等のぼい捨てに対するマナーを守らない人がいるため、職員等による啓発業務を日々実施し、ごみ等のぼい捨てに係るマナーの意識向上等に取り組んでいます。 場所が特定されておらず、詳細等も分かりかねますので、申し訳ございませんが、直接環境保全課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いします。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
44	令和4年12月	犬のフンの放置について	家の前に犬のフンを放置されて困っています。 少し前から週に1度の頻度で、放置されています。 ホームセンターで買った、犬や猫を寄せ付けけないものを撒いたりしたのですが、雨などで流れてしまうのか、効果はなく変わらず今日も放置されていました。 監視カメラはなく、誰が放置したのかわかりませんので、泣き寝入りするしかないのでしょうか。 監視カメラの設置などは費用がかかるので、何か対策していただけると助かります。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。 この度の相談については、現場確認をおこない、道路わきの糞を確認いたしました。糞の形状等より猫の可能性もあると思われます。猫の場合はセンターで超音波等の猫除け器具をお貸しすることが出来ますのでご連絡頂ければと思います。 また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行っております。 今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
45	令和5年1月	ゴミ収集車について	ゴミ収集車がゴミを回収しに来る時にゴミステーションの前ではなく、ゴミを投入口に入れやすいように少し通過して自宅前でゴミを投入している時があります。ゴミ袋が圧縮された時にパーンと凄い音がして以前からたまに飛散液が門や庭に飛んでいる事があり掃除していました。 回収している者はあれだけ飛び散っていたら飛んでいるのを認識しているはずですが。 ゴミはゴミステーション前で回収してパンパンのゴミ袋は投入前に穴を開ける等、ゴミが飛散しないように対策をとって欲しいです。	ごみ収集作業の際にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。 今回のことを受けて、ごみ収集車の投入口がごみ置場の前に位置するように停車することを収集作業員に周知しました。 また、ごみの飛散は投入口にごみを容量以上に積み込むことが主な原因ですので、収集作業時に容量以上に積み込まないよう徹底しましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課/078-918-5780
46	令和5年2月	電気自動車補助金制度	電気自動車の購入を考えていますが、他市には補助金の制度があるのに明石市には一切ありません。 まだ、電気自動車充電できるスタンド等がないからでしょうか、他市よりエコカー補助金制度、クリーンエネルギーへの取り組みが遅れているように思います。 EV車はかなり高額ですので、これから需要が増えるであろうEV車への補助金を考えていただきたいです。 市民が増え、若い世帯の人口も増えていますので、これからのEV車への切り替えを明石市でも考えて欲しいです。	クリーンエネルギー(再生可能エネルギー)の取組としまして、現在、市では太陽光発電設備・蓄電池等、住宅への補助を実施しているところですが、電気自動車の市の補助制度は、今のところございません。 電気自動車の充電スタンドにつきましても、市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状であることは認識しています。 今後、ご意見のありましたとおり需要が見込まれる電気自動車をはじめ、再生可能エネルギー等の普及につきまして、国・県等の取組状況を踏まえ、市としても効果的な取組について検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。	環境室環境創造課/078-918-5786
47	令和5年2月	あかし総合窓口業務の改善について	明石市において、コンビニにおける住民登録、印鑑登録、戸籍及び市税関係の証明書等の自動交付が始まっています。手数料金は100円です。 郵便局や銀行においては、相当以前からATMを設置して、カウンターにおける対面手続よりも手数料を低額にしています。 あかし総合窓口においても、コンビニと同様な自動交付機を設置して手数料金も100円とすることを提案します。 また、現在、市税等の納付相談は市役所の担当課へ行かなければならないことから、あかし総合窓口に、市役所の担当課とオンラインで納税相談ができるように、タブレットを備えた防音ブースを設けることを提案します。 ICTの導入によって取り扱う窓口業務を増やすことは可能です。 あかし相談窓口に、タブレット等を活用して新たな取り扱い業務を導入することを提案します。	ご提案いただきました、窓口でコンビニ交付と同様な自動交付機を設置する場合ですが、機器の導入費をはじめ、マイナンバーカード等による認証機能など、セキュリティ要件を満たすシステム構築が必要となるため、多額の費用負担が生じることとなります。 また、タブレットの活用には、AI導入やセキュリティをはじめ、防音ブース等の環境整備などの課題があります。 つきましては、今後も引き続きご提案いただいた内容を参考に関係各課と調整しながら、市民ニーズに即したサービスを提供できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	あかし総合窓口/078-918-5645

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
48	令和5年2月	飼犬の糞尿被害について	近隣の方の飼育されている犬が毎日の如く、私共の家の前で糞尿をしていくため頭を痛めています。 防犯カメラ等もあり証拠は残っているのですが、市のホームページを閲覧し対応策を確認すると、【啓発看板を貸し出す】としか明記がありません。憲法の定める公共の福祉の観点から、積極的な行政介入も含めもう少しまじめに取り組んでもらいたい。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。 この度の相談についても、飼い主の住所、名前等の情報を教えて頂ければ訪問して状況等の確認をしますのであかし動物センターまで連絡ください。 また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行っております。 今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
49	令和5年2月	コミセンの運営	各コミセンによってルールが違うのでしょうか。 スポーツクラブ21に所属しており、日曜日は、コミセンの運営時間開始の9時から学校内に入り活動を始めています。 ただ、同じ明石市内の別の小学校へ対外試合に赴くときは、9時前から試合会場となる学校へ入場や会場設営が始まっております。 子どもが利用するコミセンに、同様に9時より前に開けてほしい旨の依頼をしたところ、不可であるとのことでした。 さらには、昨年から祝日についてもコミセンが閉所とのことで全ての活動ができなくなり、活動機会が減る一方です。 祝日もコミセンが開いていなくても学校のグラウンドで活動させてほしいです。また、指定した日は事前に相談した上で開所時間前からの活動を認めてほしいです。	使用時間につきましては、すべてのコミセンにおいて、使用許可時間内で準備や片づけを行っていただくようお願いしているところでして、9時より前に学校内に入ることは可能ですが、9時以前に準備を始めることは、お断りしております。 他のコミセンでは早く準備を始めているとのことですが、改めて全コミセンにおいて、使用許可時間の徹底をはかって参ります。 なお、9時から学校内に入れるとのことでしたが、二見北小コミセンに確認したところ、職員出勤時間には学校門を開け、その後、使用される方は学校内に入って待機されているとのことでした。 次に、祝日の使用につきましては、以前より、月曜日・祝日・年末年始はコミセンの休館日であることから、コミセンにおいて使用の可否の判断はできず、別途学校施設の使用許可が必要となりますので、学校にご相談ください。 なお、スポーツクラブ21の活動については、学校から許可されたコミセン開館時間内で行っていただくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 以上、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
50	令和5年2月	消防中崎分署の外階段下の猫の餌やりについて	午後6時前後に頻繁に猫の餌やりを行っているようです。 外階段下には地震計のようなものも設置されており、そこに立ち入ることも良くないと思います。 猫の寝床なのか、発泡スチロールも設置されています。 猫の餌やりを禁止していただくようお願いします。	市有地内での猫の餌やりについては、ふん尿等による来庁者への影響や、消防車両出勤時による接触事故等も考えられるため、決して容認できるものではありません。そのため、以前お問い合わせいただいた日以降、階段下に放置されていた発泡スチロールを撤去しております。 さらに、中崎分署に勤務する職員に対し、猫に餌やりをする方を見かけた場合は、注意するように周知するとともに、中崎分署庁舎外壁に注意喚起の張り紙を掲示いたしました。今後も、適切な公共施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	消防署/078-918-5273
51	令和5年3月	自転車ヘルメット購入補助金希望	明石市がヘルメット購入補助金を交付することでヘルメットの着用率も向上すると思うので、是非検討していただきたいです。	当市では現在「自転車乗車用ヘルメット」の購入助成は行っておりませんが、貴重なご意見として承ります。	道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
52	令和5年3月	野焼き	何度注意しても家の前で野焼きをする方がいます。洗濯物も布団にも匂いがつくのでなんとかして欲しいです。	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、稲わらや刈り取った草のみを燃やしている場合は、強制的にやめさせることはできず、周辺に配慮して実施するようお願いしています。違法行為であるかの判断は、現場を確認しない限りできませんので焼却の現場を確認された場合には下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
53	令和5年3月	西新町駅周辺の環境について	西新町駅前の広場で、タバコの吸い殻やアルコールの空き缶が捨てられているのをよく見ます。決めつけたくはないのですが、すぐ横に病院があり、その患者と思われる方々がお酒やタバコを吸われているのをよく見かけます。あの辺りは再開発されたことで綺麗になり、住みやすくなり、子どもも増えたのに少し残念です。何か対策をしていただけないでしょうか。	ご指摘のあった、西新町駅周辺の病院へ連絡し情報提供を行いました。「たばこや飲酒によるポイ捨て等について注意喚起等を行います」という、回答をいただいております。また、本市の対応としては、ポイ捨て等を防止するためのパトロール等を定期的実施してまいります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
54	令和5年4月	公園での喫煙について	よく材木町公園に子どもと遊びに行くのですが、タバコを片手に公園に入ってきて、堂々とタバコを吸っている方を何度も見かけました。公園内には全面禁煙の立札が1つありますが、小さくてあまり効果がないと思います。もう少ししなにか対策など出来ませんかでしょうか。	市が管理する公園は、令和2年4月1日より全面禁煙としており、全面禁煙を働きかける看板を公園内に3箇所設置し、啓発しているところです。しかしながら、看板が小さくあまり効果がないとのご意見を踏まえ、新たに2箇所、現状よりも大きな看板を設置することといたしました。また、公園の清掃や除草などの日常管理をお願いしております公園愛護会に公園内は全面禁煙であることを周知していただくよう、お願いをいたしました。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
55	令和5年4月	小学校周辺の喫煙について	市内の学校に喫煙所はないのでしょうか。週末に小学校でサッカーや野球などの練習をしています。保護者や指導者らしき大人が小学校の敷地を出たところで喫煙しているのでやめてほしいです。授業参観や運動会などでも同じようなことがあります。喫煙所が作れるなら作っていただきたい。作れないのであれば、ルールの周知や張り紙等で注意喚起していただきたい。以前市内の小学校で「学校周辺は禁煙です」という張り紙を見たことがありますが、通学路でも歩きタバコをよく見かけますので小学校周辺の自治会と協力して通学路にも掲示してはいかがでしょうか。	明石市立学校では、喫煙所を設置しておりませんが、学校敷地内や学校周辺での禁煙については、看板等で注意喚起し、ご理解・ご協力を賜っているところでございます。 今後におきましても、地域住民の方々にご迷惑をおかけしないよう、関係機関と連携して注意喚起してまいります。 何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
56	令和5年4月	香害について	香害について知ってください。調べてください。アナウンスしてください。 全国自治体で動き出しているところは増えています。 現在、明石市の多くの施設、屋外においても香料や消毒などの化学物質の被害があります。 大蔵海岸では道行く人の使用する合成香料臭、スポーツクラブや温泉施設からの塩素やシャンプー臭で浜も歩けません。	化学物質過敏症は、生活の中で広く一般的に使用される合成洗剤や柔軟剤、化粧品等に含まれる化学物質(香り)が原因で、頭痛、吐き気、めまいなどの症状があらわれる疾患です。 本疾患について、一般にはあまり知られておらず、自身の衣服等の香りにより健康被害を起こす方が周囲にいることについて、多くの方が気づいていない現状があります。 このような状況を踏まえ、明石市では、厚生労働省等5省庁が作成したポスターのほか、市独自で作成した化学物質過敏症に関する啓発ポスターを市役所やあかし市民広場、市民センター等の施設に掲示するとともに、市ホームページにおいても化学物質過敏症に関するページを設け、広く市民の方への周知・啓発に努めております。 引き続き公共施設等を中心にデジタルサイネージも活用した周知啓発など、更なる効果的な情報発信方法について検討してまいります。今後も化学物質過敏症の方に寄り添った支援ができるよう積極的な情報収集を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
57	令和5年4月	ごみの件	中崎2丁目のごみ捨て場の件です。最近、明南保育所分室前に移動されました。マナーが悪く、前の日からごみをすてる人がいるようで、ごみが散乱していることがしばしばあります。 観光客がよく通る道で、なおかつ子どもも通るので、ごみが歩くのに邪魔にならないよう、気が付けば片づけていますが、何とかならないでしょうか。前の日からごみを捨てないよう注意喚起の張り紙を掲示するとか、からすや猫除けのネットをするなど、何か工夫は出来ないでしょうか。 以前の場所の方が観光客や子どもの歩行の邪魔にならないので良かったです。今の場所は、歩くのにも邪魔になりますし、観光に来た人にもごみの散乱した所を通らせるので、印象が悪いです。	基本的には、ごみ置場の設置・管理は自治会や利用者が主体となって行っており、市は主にごみ出しマナーなどの啓発を自治会や利用者と協力して行っております。 今回、ご提案のあった案件につきましては以下のとおり対応しました。 前日からのごみ出しに係る注意喚起については、啓発に関することですので、市から当該ごみ置場を管理している管理者の了解を得たうえで警告看板を設置しました。 ネットの設置は清潔保持という管理に関することですので、上記の管理者にネット設置の希望の旨を説明したうえで依頼しました。 ごみ置場の移動・廃止等については、設置に関することですので、希望者から設置の主体である自治会や利用者によるその旨を申し出いただくこととなっておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課/078-918-5780
58	令和5年4月	建築法違反について	歩道にせり出して玄関アプローチが施工されており屋根がついています。違法行為ではないのでしょうか。 その歩道は小学生の通学路で、雨の日にはせり出した屋根に傘があたり、車道に出て歩く子どもがいます。車道は住宅街ですが2国への抜け道で、車は少なくありません。	ご連絡いただきました玄関アプローチの屋根については、職員が現地確認を行い、必要に応じて指導を行ってまいります。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
59	令和5年4月	総合福祉センターの予約について	総合福祉センターを利用している団体です。 予約方法についてですが、現在は1ヶ月前の日に予約受付で、1ヶ月前に福祉センターが開く前から並ばないと体育館など人気の施設が使えない状況です。電話は優先順位が下がるみたいです。 働く世代がメインの団体なので、1ヶ月前の日の9時に行く事も難しい状況です。 予約方法をインターネットもしくは電話も含め、その後抽選対応などに変更できないでしょうか。 同じ団体が月に何度も体育館を押さえる事が出来ているようですが、団体によっての優先度はあるのでしょうか。 玉入れなども置かれていますが、団体の物を体育館に置く事は可能なのでしょうか。	総合福祉センターの使用予約は先着順としており、1か月前予約開始の登録団体同士で予約の優先度が異なることはありません。その上で、予約は窓口での直接申請を優先に取り扱っています。これは、電話予約では先着の判断が困難であるためです。 ご指摘のとおり来館の上でのご予約が困難である方がいらっしゃることは認識しており、皆様にとって公平な利用環境の確保に取り組んでまいります。なにとぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 なお、多目的体育館に保管している玉入れは、スポーツイベントに使用するために総合福祉センターが所有しているものであり、貸出しは行っておりません。また、総合福祉センター所有物以外を館内に保管いただくことはできませんので、こちらも併せてご理解よろしくお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課 /078-918-5025
60	令和5年4月	野良猫(地域猫)	近所の人が猫に餌をあげていて、うちの敷地内はその猫たちのトイレと化しています。 餌をあげている人は「地域猫の保護」のつもりでいるようですが、排泄物の世話もしてこそその保護だと思います。 市の方からその方に「地域猫の保護の定義」をご指導願えないでしょうか。	あかし動物センターでは、野良猫にエサを与えることにより、近隣住民に糞尿等の被害があり、エサを与えている方が特定されている場合は訪問して状況等直接お話しさせて頂き、エサを与えるのであれば不妊手術と、トイレの管理、近隣への配慮などをお願いしています。 地域猫活動は、その地域で生活している猫について地域で話し合い不妊手術、エサやトイレの管理を行いながら手術した猫の一代限りの命を見守る取組です。 この度のご相談では情報が少なく、エサを与えている場所、エサを与えている方も特定できませんので一度あかし動物センター(電話番号:918-5797)まで連絡頂きますようお願いいたします。	環境室あかし動物センター /078-918-5797
61	令和5年4月	ゴミ捨てのマナーについて	自宅のベランダの目の前にゴミ捨て場があるのですが、ゴミ収集の日時以外に平気で捨てに来る人が後を断ちません。 前日はもちろん、2、3日前にゴミを置いていく人もいます。酷い場合は、自家用車で乗り付けて大量のゴミを置いていく人もいます。 自分も含めですが明石市は移住者が多く、引っ越してすぐは頼れる人もいなくて、ゴミ出し等のルールなどは手探りで調べないといけません。 ルールが分かりづらいから、指定曜日以外だけ捨てて人がある可能性もあります。転入者が多いことを考慮し、より分かりやすくルールを伝えて欲しいですし、何故当日の朝に出すルールになっているのか基礎的な部分を含めて、周知徹底して欲しいです。 あと、あまりに酷い人に対して、何らかの罰則を設けて欲しいです。	ごみ出しルール等の周知に関することですが、主にごみ出しマナーをまとめた「ごみ分別ハンドブック」と、ごみ収集日等を記した「ごみ分別カレンダー」を市民の方に配付することで行っています。 配付のタイミングは転入手続きの際ですが、さらに「ごみ分別カレンダー」は毎年作成しているため、年末にも自治会や管理会社等を通じて市民の方へ配付しています。 併せて、これらの刊行物は市役所本庁(行政情報センター)やあかし総合窓口、各市民センター・サービスコーナー等でも配付するとともに、刊行物の内容は市ホームページにも掲載しています。 これらの刊行物を確認していただき、それでもごみ出しルール等でご不明な点がございましたら、収集事業課まで電話連絡をいただきましたら対応させていただきます。 罰則に関することですが、収集日以外のごみ出しについては不法投棄となり、法令等で罰せられる場合がありますので、ご不安な場合は警察や収集事業課までご通報いただきますようお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
62	令和5年5月	西明石駅周辺環境について	私は仕事から最終電車で帰宅することがあります。 西明石駅ではお酒を飲まれた方が駅周辺で立ち小便をしているところに何度か遭遇しました。深夜ですので非常に怖いですし何より不衛生です。最近では嘔吐物も多く放置されていて非常に汚いです。 定期的に清掃したり夜間の警備や防犯カメラの設置をしたり対策をした方がいいかと思います。	西明石駅周辺の現状につきまして不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。 市として清掃を委託している範囲につきましては、よりきれいに清掃することを徹底し、又利用者のご協力も賜りながら、美化に努めていきたいと考えますので何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
63	令和5年5月	ゴミの不法投棄について	最近ゴミの日を守らない人が増えてきたようで、ゴミの分別マナーが出来ておらず、燃えるゴミの回収日前日に粗大ゴミや不燃ゴミを捨てるような非常識な方もいるようです。 周辺住民に注意をしていただくことは可能でしょうか。	ごみ出しマナーの周知について、具体的にマナーが悪いごみ置場を教えていただきましたら、当該ごみ置場を管理している自治会と協議して対策を講じますので、よろしくお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
64	令和5年5月	ゴミ捨て場にカラスがきます	西宮、神戸は、柵やネットなどでカラス対策をしています。なので、カラス対策がまた行き届いていない西明石にカラスがやってきて、ゴミを漁り道路を汚しています。 カラスネットを自治会から配るといった対策をしていただけたらと思います。 小久保一丁目のマンション前ゴミ収集所が、特にひどいらしいです。 明石のカラス対策をよろしくお願いいたします。	ご連絡をいただいた住所地付近のごみ置場をごみ収集日に状況確認し、散乱がひどいごみ置場を特定したうえで、地元自治会にネットの設置を依頼しましたので、よろしくお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
65	令和5年5月	アメリカオニアザミと思われる植物について	樽屋町交差点の北西側歩道に、アメリカオニアザミと思われるトゲのある雑草がかなり大きく成長しています。駐車場内から生えてるようにも見えますが歩道に大きく越境していますので、市として対応していただきたいです。	現地確認を行うとともに、駐車場管理者へ除草及び適切な維持管理を依頼し、後日対応済みであることを確認いたしました。 今後も道路安全に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
66	令和5年6月	脱炭素化設備導入支援について	太陽光発電、蓄電池、v2Hの設置住宅に対する申請期間を来年まで延ばしていただきたいです。 来年に家が完成します。よろしくお願いいたします。	令和5年度7月3日より受付開始の「家庭用脱炭素化設備導入支援補助金」において新築住宅では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)に対する補助があります。今年度中(令和6年3月31日まで)に引き渡し完了することを含めて、補助要件に該当する場合、設置予定でも申請していただけます。また、既存住宅の場合は、太陽光発電システム、蓄電池を今年度中設置の場合、補助対象となります。来年度以降の補助金につきましては、今年度の申請状況および国、県、他市等の取組を踏まえ検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786
67	令和5年6月	資源回収について	神戸市のスーパーの資源回収の品数は明石市のスーパーより多く、そこそ満足していました。具体的に言えば、鉄製の缶、ペットボトルの蓋、卵のパック、透明プラスチックなどです。 明石市に来てがっかりしたのは、スーパーでの資源回収品種の少なさです。こういうことは、役所が決定し、進めることではないのでしょうか？全く資源回収の無いスーパーも多いです。 7年前までは、埼玉にいました。廃プラを資源回収することにしましたというスーパーもありました。	スーパーでの資源回収につきましては、市が決定し、進めているのではなく、各店舗の責任において回収し、再資源化の処理を実施しているところで、市としては、すでに資源回収を実施していただいている市内店舗等と資源回収の品目および店舗数についても協議していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
68	令和5年6月	ボタン電池処理	コロナで電子体温計などボタン電池を使う事が多くなりました。 「使用済み電池はこちらを確認下さい」ですが、お年寄りも多くネットは難しく。 市の広報で「ここで回収してます」を作成できないでしょうか。	本市のホームページに「各種電池類の廃棄方法のご案内」というリーフレットが掲載されています。 市民の方でホームページでの閲覧が難しい方もおられますが、お問い合わせのように「広報あかし」に掲載するにはスペース的に他部署との調整もあり、すぐには難しい状態です。 そのためお知りになりたい方には個別で対応しています。 お問い合わせ等がございましたら環境室資源循環課までご連絡頂きますようお願いいたします。 また、ご希望がございましたらリーフレット等を送付させていただきます。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
69	令和5年6月	一般道路における自動車の騒音について	大蔵谷ICから大蔵海岸公園までの南北の道路について、坂道でもあることから自動車の走る騒音が大きいので、何か道路路上に対策を講じることができないでしょうか。	本市の環境行政について、ご協力いただきまして、ありがとうございます。自動車騒音については、様々な要因があり、現状を把握することが重要です。つきましては、下記連絡先までご連絡ください。	環境室環境保全課 /078-918-5030
70	令和5年6月	喫煙者及びタバコのポイ捨てについての対策	よく自宅前にタバコのポイ捨てがあり、拾ってもキリがありません。一般的なルールとして、喫煙者は任意で吸殻ケースを持つようにと言われていますが、実際のところごく僅かであると思っております。ですので、以下の対策をご提案します。 国との兼ね合いがある以上難しい提案であることを重々理解した上でのものです。 1、喫煙スペースを今よりも多く設置する。または、喫煙用の吸殻箱の設置（飲食店などでも、現状ある喫煙スペースの数より多くする） 2、喫煙者が喫煙を克服したいと思っている場合、申告制にて通院にあたる補助を受けられる（カードを見せたら通院額の1、2割の補助、など） 3、市内義務化として、吸殻ケースの持参の徹底 4、ポイ捨て指導週間等を用いて、警察の方々の巡回時に組み込んで頂く 5、喫煙克服者は申告制にて、サービス券を与えられる 今の時期は梅雨で、雨が多い季節ですが、木材の建物も少なくありません。 どうか、以上の提案ではなかったとしても、喫煙者に寄り添いながら、喫煙者を減らし、さらにはポイ捨て軽減に繋がる対策をお願いいたします。	ご提案いただきました1の飲食店に関する部分と2、5について回答いたします。 【ご提案1】 健康増進法及び兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例により、飲食店等の建物については原則禁煙となっております。 一部例外として、飲食店等では一定の条件を満たす場合に全面を喫煙可能とすることや喫煙室等を設けることができますが、望まない受動喫煙をなくすこと、とりわけ受動喫煙の被害が大きい20歳未満の方や妊婦の方を守るという法の趣旨からご提案の内容は難しいと考えております。 【ご提案2・5】 禁煙治療に対する助成等についてですが、禁煙外来における効果については認識しており、一部の自治体において費用助成を行っていることも把握しております。 しかしながら、現在は禁煙治療が保険適用となっていることや費用対効果などを踏まえ、診療費用を助成するのではなく禁煙相談窓口を設け、一人ひとりの生活スタイルに合わせたきめ細かなアドバイスや保険診療が可能な禁煙外来の情報提供などの支援を行っています。 また、市内の禁煙外来がある医療機関をまとめたポスターを作成し、企業や医療機関へ掲示依頼を行い、喫煙者の方が目にする機会を増やすことで禁煙への意識を後押ししています。 加えて、地域のお祭りやショッピングモールにおいて子どもたちを対象としたイベントを実施し、早い段階から喫煙による害、受動喫煙による健康被害などの周知にも取り組んでいます。 引き続き、禁煙意識を高める効果的な取組を検討してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。 あかし保健所健康推進課 ご提案の1・3・4について、環境保全課より回答させていただきます。 なお、ご提案1の「喫煙スペースを今よりも多く設置するまたは、喫煙用の吸殻箱の設置」とご提案3の「市内の義務化として、吸い殻ケースの持参の徹底」につきましては、併せて回答させていただきます。 本市では、主要駅周辺において、路上喫煙及び歩きタバコによるポイ捨て等が多いことから、令和2年度に複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所統合及び改修等を行い、現在も市民のみなさまにご利用いただいております。また、吸い殻ケースを持っていることで、喫煙所以外で喫煙をされる方が増え、煙や臭いの苦情等が発生する可能性がありますので、引き続き、「たばこは喫煙所で」を認識していただけるよう、喫煙者のマナー向上に努めてまいります。 最後のご提案4の「ポイ捨て指導週間等を用いて、警察の方々の巡回時に組み込んで頂く」につきましては、主要駅では、市職員による啓発業務を日々実施しております。トラブル等があれば警察へ情報提供させていただき、一定期間パトロール等の巡回をお願いしているところです。今後も、関係団体の協力を得ながら、効果的な対策等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 環境室環境保全課	あかし保健所健康推進課/078-918-5657 環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
71	令和5年6月	ごみのクリーンセンターへの持ち込み予約について	4月1日から粗大ごみの回収申し込みについてはインターネットで出来るようになりましたが、クリーンセンターへの持ち込みについても同形式にして頂きたいです。 というのも、なかなか電話が繋がりませんでした。 自動で案内されている月曜や休み明けを避けたにもかかわらずです。 ごみ収集を担当されている部署に繋がりましたので、今すぐの不便は解消されましたが、今後を考えると不安が残ります。 ぜひ、システムの改善をお願いいたします。	ごみのクリーンセンターへの持ち込み予約につきましては、家庭系ごみと事業系ごみの両方の持ち込みが可能であり、物によっては持ち込みをお断りする場合があることから、搬入時のトラブルを未然に防止するため、電話のみでの予約受付とさせていただいております。 インターネット受付を導入しようとする、家庭系ごみと事業系ごみの見分けを丁寧に行う必要があり、聞き取り項目が多岐にわたり複雑化するうえ、適切に予約受付が行われずに搬入された結果、搬入時にごみの持ち込みをお断りする件数が増加したという事例もございます。 また、クリーンセンターへごみの持ち込みを電話予約される方の大半が翌日の持ち込みを希望されます。インターネット受付の場合には、申込後、審査等が必要なことから、持ち込みまで1週間程度、期間を要してしまい利用者の利便性の低下を招いてしまうという事例もございます。 このような状況から、本市では受付センターで丁寧な聞き取りを行い、希望日にごみの持ち込みができるよう電話で予約受付させていただいております。なお、電話が繋がりにくい場合は、資源循環課明石クリーンセンターにご連絡いただければ対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 環境室資源循環課明石クリーンセンター 住所:明石市大久保町松陰1131 電話:078-918-5790	環境室資源循環課 /078-918-5794
72	令和5年6月	イタチ出没	緑地公園で、最近頻繁にイタチかテンと思われる動物が出ます。公園の柵の横を定期的に移動します。 この道に罾などをしかければ捕獲できるかと思います。 市の方で、罾を仕掛けていただけたら有難いです。	イタチやテンについては、日本の固有種であり鳥獣を保護する法律で守られているため、実害がなければ駆除することはできません。また、ご自宅で実害が発生し駆除する場合は、許可が必要となりますので、農水産課へご相談ください。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
73	令和5年6月	朝霧駅前散乱防止重点区域について	朝霧駅前の散乱防止重点区域とは何ですか。喫煙は不可だと思いますが、路上にマークが貼ってあるだけで何の告知も、人による呼び掛けもないと思います。そこで喫煙する人がいたので、迷惑なのでやめてもらうようお願いしたところ、暴言をはかれ、暴力をふるわれそうになりました。 市の職員が声掛けや、文書を配る、もっと分かりやすく掲示する、見廻りをする等しないと喫煙もポイ捨てもなくなりません。、市がきちんと対応をしてくれることを期待します。	本市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」により、市内の主要駅周辺に散乱防重点区域を定めております。 JR朝霧駅においても、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨て防止に努めているところでございます。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、本来の人の往来に戻りつつあるなか、ご指摘のあった内容については、今後、更なる取り組みが必要であると認識しておりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
74	令和5年7月	自転車不法投棄	クリーニング屋の横に自転車が不法投棄されています。ご確認宜しくお願い致します。	当市では自転車等放置禁止区域のほか、市が管理する道路上に放置された自転車・原付については、警告札を貼り付け7日間経過したのち移動しています。なお、国道、県道、公園、水路、民地等、市の管理する道路以外の場所については、それぞれの管理者や所有者で対応していただきます。 ご連絡をいただいた自転車の不法投棄につきまして、ご連絡の内容からは自転車の特徴等がわからなかったため断定はできませんが、7月7日午後1に現地を確認したところ、私有地に放置されていることを確認しました。したがって、私有地の管理者にて対応していただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
75	令和5年7月	省エネ家電等買い替え促進	昨今の物価高騰を受け、近隣市町村が行っている省エネ家電買い替え促進事業を明石市でも取り入れていただければ非常に有り難く、市内業者などに限定すれば地域活性化にも繋がると思います。	ご指摘のとおり、近隣市町が実施している同様の事業は、市民の皆様への購入補助だけでなく、地域活性化に繋がるものと認識していますが、現時点において本市では実施する予定はありません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786
76	令和5年7月	ゴミの分別について	今後プラごみと燃えるゴミを分別して出すようになるとのことですが、もっと周知するべきです。こっそりやらないで欲しいですし、現状のまま分別せず出せるようにしてください。不便です。	国内における資源循環体制の構築、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、国においては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行され、近隣市におきましても、神戸市、姫路市、西宮市などでは、すでに容器包装プラスチックの分別回収を開始しております。 明石市においては、老朽化している現クリーンセンターに代わる新ごみ処理施設の供用開始予定である令和12年度以降にプラスチック類等を分別して収集することについて、環境審議会の部会である資源循環推進部会において、協議を進めているところです。 今後、パブリックコメントやタウンミーティングなどを実施し、市民意見を広く聴きながら市の方針を決定していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
77	令和5年7月	広報あかしで掲載して頂きたい	PTA活動の中でも取り分け負担が大きいとされるベルマーク活動ですが、「ウェブベルマーク」はこの負担が一切かからず、なおかつベルマークポイントが獲得しやすく高ポイントであるのですが、まだまだ認知度が低いことが難点となっております。 「ウェブベルマーク」が始まってから10年以上経過し、明石市内では多くの教育機関が取り入れているのですが、未だ”ベルマークはハサミで切って集めるもの”と考えている方がほとんどです。 また、教育機関から子どもや孫が離れてしまった方、そもそも関係のなかった方でも、ネットショッピングをされる方であればどなたでも「ウェブベルマーク」の活動には参加することができます。 どうかこの件をご考察いただき、是非広報あかしで大きく取り上げてくださるようお願い申し上げます。	現在、学校で行われているベルマーク等の収集は、ボランティアとして自主的に行われている活動であります。そのため、公的な取組や明石市の施策等に関することを掲載する広報あかしの掲載方針とは異なる性質のものであります。 また、今回ご提案いただいた「ウェブベルマーク」につきましても、本市においてとりまとめる等の予定はなく、ご期待にそうすることができないこと、何卒ご理解いただきますよう宜しくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
78	令和5年7月	焼き畑について	住宅の団地の真裏で焼き畑をされています。そこらじゅう煙と灰が充満して迷惑しています。やめさせられませんか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、稲わらや刈り取った草のみを燃やしている場合は、強制的にやめさせることはできず、周辺に配慮して実施するようお願いしています。 上記を判断するには、現場を確認しない限りできませんので、焼却の現場を確認された場合には、下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 【連絡先】 明石市環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:平日8時30分から17時まで	環境室環境保全課 /078-918-5030
79	令和5年7月	自宅駐車場前の縁石について	自宅の前にある歩道と車道の境目の縁石を平らにしていただけないでしょうか。車庫入れに苦労しています。歩道を分ける縁石ですので大切なものというのわかりますが、勝手に壊してしまう訳にもいかず悩んでいます。	個人の車両乗り入れに対し市での工事は行っておりません。また、個人の理由で工事が必要となる場合は、個人負担および個人施工となります。 市の基準に合った施工が必要となることから、道路法24条に基づく手続き(工事施工承認)を含め工事業者にご相談ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
80	令和5年8月	終活サポート	横須賀市の終活について市が中心になって取り組んでいる内容を、明石市でも取り入れてほしいです。 無縁遺骨を減らすために、事前に市にお墓の場所やエンディングノートの場所などを登録するしくみで、横須賀市では、市民全員登録できるとのこと。これらの取り組みがあることで、心に余裕ができ生活が楽しめるのではないかと感じます。 子供に対する支援ばかりではなく、高齢者が住みやすい支援をもっとしてほしいです。	明石市では、市民のみならず年齢を重ねていく中で、自然と発生する終末期に関する不安や、福祉・医療関係者の抱える負担に対し、関係機関との連携協力のもと、必要となるサポートを行うことを目的に、後見支援センター（明石市社会福祉協議会内）に「終活相談支援窓口」を設置し、本年5月より弁護士・司法書士の法律職による終活に関する専門相談（来所）を実施しています。 相談内容は、相続・遺言、葬儀・納骨、遺品整理、死後の債権債務の清算、生前の財産管理、孤独死対策、終末期の医療・介護について、などです。「頼れる親族がいない、自分に何かあった時の相続や死後事務のことが心配」など、終活に関する不安や困りごとへの相談に応じ、情報提供や助言などを行います。 詳しくは、明石市後見支援センター（078－924-9151）までご連絡ください。 （相談窓口）明石市後見支援センター（明石市貴崎1丁目5番13号） （専門相談日）第1・2・3火曜日の1日2枠（要予約） （面談時間）①13:30～ ②14:30～（各45分） ※1人1枠までとなります。 今回いただいたご意見も含め、終活相談支援窓口に寄せられるご相談の内容などからニーズを把握し、今後の事業の進め方について検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	地域共生社会室地域総合支援担当/078-918-5289
81	令和5年8月	煙突から出る煙について	銭湯の煙突から出る煙に困っております。 ・困っている点は、50メートル以上離れていても見えるほど有色の煙が出ています。 窓を締め切ってエアコンだけ付けている状況であっても部屋の中が煙臭くなります。有色の煙で健康被害がないか心配です。 ・対応いただきたい点 エンジン、燃料を変える等して有色の煙をなくすように働きかけできないでしょうか？今の時代住宅地の真ん中で有色の煙を出しているところはあまりないと思います。 子供も含めて煙を吸い込んだ場合の健康被害ないか調査または既に調査済みであればその結果の開示をお願いします。	発生源となっている現場を確認いたしました。 煙突からの有色煙の原因は、ボイラーの原料となる木材が着色されており、燃焼時に有色煙を発生させています。また、不完全燃焼が原因で燃焼温度が低下することが原因とされます。燃料を使用する際には、着色している木材を選別し、不完全燃焼とならぬよう、十分に注意しながら燃焼させるよう、お願いしております。 発生状況にもよりますが、今後も同様なことがありましたら、下記連絡先までご連絡ください。よろしくお願いします。 明石市環境保全課 執務時間：8時30分～17時00分 連絡先：078-918-5030	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
82	令和5年8月	駅前禁煙のお願い	山陽電車の西江井ヶ島より通勤しております。毎朝、駅へ向かう途中に複数名歩きタバコの方がおり、朝から大変気分が良くありません。その後、改札前に数人もの喫煙者がいます。 また駅前にタバコ販売店があり灰皿を設置しますが駅前信号機の直下です。公共交通機関を使用する上で避けて通行できない所での喫煙を回避する条例等を含め何らかの対応をして頂けないでしょうか。 明石市の他の駅でされている対策を含め、市としての対応について回答お願い致します。	タバコの煙には多くの有害物質が含まれているため、望まない受動喫煙によりタバコを吸わない人へも健康被害が生じるおそれがあり、それらを防止することは非常に重要なことであると認識しています。 本市では、法律よりも規制の厳しい兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、受動喫煙の防止に向けた取組を実施していますが、屋外での歩きタバコに関して規制の対象外となっているのが現状です。 西江井ヶ島駅につきましては、以前にもご意見をいただいております。山陽電鉄(株)へ協力を依頼し駅構内や周辺のフェンスへ受動喫煙の防止に関するポスターを掲示しています。 今回のご意見を受け、山陽電鉄(株)の担当者とともに再度現地の確認を行いました。山陽電鉄(株)としても、駅構内での喫煙に関しては注意できるが、駅の外となると呼びかけが難しいとの回答でした。駅周辺については、ポスターの追加や掲示場所の変更等、現在実施している取組に工夫を加え、喫煙者のマナーが向上するようさらなる啓発に努めていきたいと考えています。 また、駅前のタバコ販売店へも聞き取りを実施しました。ご指摘のあった信号機下の灰皿については、午前中のみ設置しているとのことでしたが、通勤・通学等で人通りの多い時間帯において、信号待ちの方に受動喫煙の影響があることを説明し、終始撤去いただくこととなりました。あわせて、受動喫煙に配慮するポスターについても掲示いただくよう依頼をしております。 その他市内各駅での取組として、山陽電鉄の各駅では西江井ヶ島駅と同様にポスター掲示による啓発を実施しています。また、JRの各駅ではポイ捨て削減の観点から環境部署による喫煙所への誘導も実施されています。 引き続き、様々な機会を活用し受動喫煙の防止に向けた啓発に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
83	令和5年9月	資源ごみの回収について	資源ごみの回収の日がありますが、空き缶、空き瓶、ペットボトルをビニール袋に入れてだすようになっていますが、空き瓶がわれると、危ないですし、別にしたほうがいいのではないのでしょうか。 私は、6月に加古川市から転入してきました。加古川では、資源ごみは分けてカゴに出していました。燃やせないごみも、ビニール袋に入れていませんでした。ビニール袋に入れるのも、プラスチックごみ削減、SDGsに反するように思います。 加古川市の分別方法より、いいやり方もあると思いますので、よりいい方法で、分別できるようルール作りをお願いします。	明石市のごみ処理施設である明石クリーンセンターでは資源ごみを機械による自動選別していることから、ごみ置場への排出についても、空き缶・空きびん・ペットボトルをそれぞれ分けてごみ袋に入れるのではなく、1つのごみ袋に入れていただいた上で排出していただいています。 ご提案のあったごみ置場でかごに空き缶などを排出することですが、明石市のごみ置場の半数以上が道路上などに設置されており、その大半は形状をなしていません。そのようなごみ置場に使用しないときに排出用のかごを放置することは適当ではなく、ごみ置場を管理する自治会や利用者に対して負担を強いることにもなります。 また、かごで分別して排出した場合、収集作業は荷台で分別して収集することができるダンプ車で行うことが適当ですが、明石市は十分な台数のダンプ車を所有していません。 以上のことから、明石市では資源ごみをごみ袋に入れていただき、それを塵芥車(パッカー車)で収集するという方法を採用しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
84	令和5年9月	空家に蜂の巣が3箇所	家の裏の空家に蜂の巣があり2箇所刺されました。確認すると今も蜂が出入りしています。所有者と連絡を取ろうにもわからず、どうすればいいですか。	ご相談いただきました空き家のハチの巣につきましては、当課で現場確認を行い、当該空き家所有者に9月29日付で文書を郵送し、所有者から駆除するとご連絡いただきました。 ご理解・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046
85	令和5年10月	明石市大久保町の建物から出るシンナー臭	大久保町にある建物から、ときどきシンナー臭のような匂いがします。娘とすぐ近くの道を散歩するのですが、建物から20mくらい離れていてもわかる強い匂いです。 小さい子どもに揮発した薬品の影響が心配です。 健康に問題ないのか確認してほしいです。	ご相談の場所周辺について現場確認を行ったところ、ご指摘の臭気を確認できましたので、発生源である住宅街隣接の事業所を訪問し、相談内容を伝え、臭気対策を求めました。事業所から対策等の方針の報告があった際、相談者さまに具体的な内容をお伝えしますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
86	令和5年10月	路上喫煙及びゴミのポイ捨てについて	路上喫煙及びゴミのポイ捨てが目立ちます。受動喫煙防止の貼紙の前でも平気で喫煙されています。子育て支援のまちと宣言するのであれば、大人が最低限のマナーを守る手本を示すまちであるべきです。この惨状を見ながら育つ子どもが将来どうなるのか考えて下さい。 路上喫煙やポイ捨てを明確に禁止と宣言し、罰則を設けてご対応いただきたいです。。	市条例により、市内の主要駅周辺に「散乱防止重点区域」を定め、特に人の往来が多いJR5駅を中心に、ポイ捨てを防止するための啓発業務を実施しております。 この区域外では啓発業務等は実施しておりませんが、市民の方からの要望があれば、定期的に啓発業務を実施しています。また、マナーの向上を促す啓発看板の提供等も行っているところでございます。 ご指摘の内容について、場所の特定や時間帯等、より詳細を確認する必要がありますがでございます。つきましては、下記までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。 明石市環境室環境保全課 【TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分～17時00分】	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
87	令和5年10月	魚の棚入り口のベンチの件	国道2号線の高架歩道の南側エレベーター付近にあるベンチで、喫煙や飲酒している方がおり、景観だけでなく治安にも悪いのでベンチを撤去して頂けませんか。 もし難しいようでしたら、路上喫煙などで過料を請求できるようにお願いしたいです。通学路にもあたるので、子ども達への悪影響も考えられますので、早急なご対応をよろしく申し上げます。	現時点でのベンチ撤去は難しいため、引き続きビラ等によるマナー向上の啓発を図りたいと考えております。 道路安全室道路総務課 健康増進法や兵庫県の受動喫煙等の防止に関する条例において、過料の規定はございますが、受動喫煙防止区域(建物内やその敷地内)において喫煙している者に対し、退出を命じても応じない場合等に限られています。また、屋外は一部を除き受動喫煙防止区域の対象外とされており、本件についての過料請求は難しいのが現状です。 引き続き、受動喫煙の防止に向けた効果的な取り組みを検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 あかし保健所健康推進課	道路安全室道路総務課/078-918-5031 あかし保健所健康推進課/078-918-5657
88	令和5年10月	ムクドリ	拍子木を鳴らして追い払おうかと思いますが、効果があるかどうかわかりません。 正直、いたちごっこになりますが、猛禽類での追い払いをお願いします。	ご意見いただきましたムクドリについては、夏から秋にかけ多くの苦情が寄せられていますが、野生鳥獣であり生態系の一部である鳥は駆除することができません。 以前、明石市では、電線や建物、街路樹などに、転々と群れを成して周回するムクドリに対し、鷹匠による追い払い対策を行いましたが、戻ってこなくなるような改善はありませんでした。また、名古屋市では拍子木による対策が行われたようですが、日本野鳥の会によりますと「拍子木の高い音などが無くなれば戻ってくる可能性がある」とのことです。 明石市では、ムクドリ以外にもカワウや鳩など、野生鳥獣による糞害等が発生しており、群れるのを防止するため街路樹の剪定を行っていますが、決定的な対策はなく苦慮しております。 いただきましたご意見につきましては、今後の対策の参考とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
89	令和5年10月	住宅地でのゴミ燃やし	住宅地にも関わらず、ごみや草を家の庭で燃やす方がいます。 一瞬火事かと思いますし、近隣住民も頭痛が激しくなり困っています。市から厳重に注意をお願い致します。 また、家の庭でごみ焼きやBBQをすることを禁止する条例を制定すべきです。住宅が増え、昔と違う環境であることを理解させて行くべきです。人口が増えるのはいいことですが、マナーのない人も増えています。	一般廃棄物(家庭から出るごみ)については『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)』により、「何人も廃棄物を焼却してはならない(一部例外有り、法律施行令第14条)」とあり、原則ごみを焼却することは禁止されております。 焼却行為(野焼き)の現場を確認した場合はすぐに焼却中止等の指導をいたしますが、あくまで焼却行為を行っている現場確認が前提となります。 今後、焼却行為を行っていることを確認された場合には警察に通報(110番)していただくか、または下記連絡先までご連絡ください。 ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。 【連絡先】 明石市環境室資源循環課 電話:078-918-5794	環境室資源循環課/078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
90	令和5年11月	通園、通学路の犬のフンについて	明石市が子育てしやすいという事で4月に西宮市から引っ越して来ました。子供が江井島幼稚園に通っているのですが、幼稚園まで歩くとすぐの一本道に犬のフンが毎日落ちています。至る所にあるので、子供も私もベビーカーで踏まないように避けて歩くのが精一杯。 交通量も多いので、フンを避けるのに道路の真ん中の方に飛び出して、車に轢かれないか不安でもあります。 朝の忙しい時間帯に歩くとすぐの道なので、スピードを出している車もたまに見られます。 看板で注意喚起するなど、何か対策をしていただけないでしょうか。通学路が安全で楽しい道になることを願っています。	犬のフンの放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導を行っているところです。 今回のご相談については通園、通学路ということで広範囲であり飼い主の特定も難しいことからセンターでの個別の指導は難しい状況です。 環境室あかし動物センター 飼い犬のフンの放置は、基本的に飼い主のマナーやモラルが起因となっております。 犬のフン害対策の一環として、啓発看板の提供や自治会等へ回覧チラシ等の配付を行っており、市民の方からの要望等に対応できるよう取り組んでおります。 今後も啓発パトロールを継続的に行い、飼い主のマナー向上に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。 環境室環境保全課 ご意見いただいた「スピードを出している車に対する看板での注意喚起」ですが、現地確認の結果、電柱を活用した巻き看板を設置し車両に対して注意喚起を行います。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課	環境室あかし動物センター/078-918-5797 環境室環境保全課/078-918-5030 道路安全室道路整備課/078-918-5034
91	令和5年11月	朝霧駅喫煙所について	朝霧駅近くの喫煙所は、海からの風で、一人が吸っていても煙がきます。バス停もあり子供にも影響しますので、入口をふさぐなどもう少し工夫ができないでしょうか。	JR朝霧駅については、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨てを防止するために駅前喫煙所を設置しております。駅前喫煙所からの煙につきましては、入口横の壁の下部にパネルを設置し、煙が流れないように対策等をしております。 コロナ禍が明けて、本来の人の往来が戻りつつあり、マナーを守らない喫煙者もいる可能性がありますので、近日中に職員が現場を確認し、適正な施設管理に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課/078-918-5030
92	令和5年11月	大蔵海岸のマンション前の堤防にて	東端の立入禁止のフェンス辺りで、夜釣りをしている方がタバコの吸い殻を海に捨てており、注意をしても聞く耳を持ちません。許し難い行為に憤りを感じています。ゴミの不法投棄で取締りできませんか。バイクでも乗り付けています。	「たばこの吸い殻を海に捨てる」という行為を未然に防ぐ対策として、啓発看板の設置を推奨しています。ポイ捨てでお困りの市民の方から相談等があれば、啓発看板を無償にて提供をしているところです。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 市民生活局環境室環境保全課 大蔵海岸公園につきましては、園内各所にバイク乗り入れ禁止看板を設置しています。また、バイクの乗り入れを見かけた際には、巡回警備員等により直接声掛けを行い、即座に降りていただくよう指導・啓発に努めているところです。 バイク進入できないようにすることは非常に難しい状況ですが、隣接する施設の管理者と引き続き連携を図りながら、バイクの乗り入れ禁止を周知するなど利用者のマナー向上に努めてまいります。 都市局道路安全海岸・治水課	環境室環境保全課/078-918-5030 道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
93	令和5年11月	中崎2丁目明南保育園分室前のごみ集積場について	ごみの不法投棄がひどいです。子供や観光客の人通りの多い歩道の横断歩道横にごみが散乱しています。歩道の上にごみを集めるようになっているので、不法投棄をするのにもってこいの広い場所となってしまうので、不法投棄の取り締まりが難しいのであれば、せめて子供や観光客の邪魔にならない、目立たない歩道以外の場所にごみ集積場を移動出来ないでしょうか。	このたびのご意見を受けて、当該ごみ置場の利用者に対して啓発チラシを配付し、収集日以外のごみ出し禁止をはじめとするごみ出しマナーの周知を行いました。 本来、ごみ置場の設置・管理の主体は自治会などでございますが、当該地区の自治会が解散しており、現状では当該ごみ置場を管理している方を把握できておらず、市としても苦慮しています。 引き続き、当該ごみ置場の管理者の把握に努めるとともに、マナー徹底の旨の啓発看板を設置するなどの対応も検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
94	令和5年11月	騒音問題	カラオケの音が外にもれてうるさく、再三注意しても一向に静かになりません。また、店で出たであろうダンボールを一般ごみに出しています。飲酒しているであろう客が代行を呼ばずに、車等運転して駐車場から出ています。どうかしてほしいです。	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」では、一部の地域を除いて、カラオケ装置等の音響機器を設置して飲食業等を営む者に対し、午後11時から午前6時まででは使用を制限しており、外部に音が漏れないように防音装置を講じている場合は使用可能となっています。発生源であるカラオケ店の地域は、規制地域となっており、条例を遵守する必要があります。環境保全課では、12月1日(金)に店舗を訪問し、近隣住民から騒音苦情が発生している旨をつたえ、規制地域であることを店舗責任者へ説明し、近隣への配慮をお願いしております。今後も騒音の発生状況に変化がない場合は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。よろしく願いいたします。 明石市環境保全課 連絡先:078-918-5030 執務時間:8時30分から17時00分 店舗などから出たごみは、一般の家庭ごみの回収ステーションに出すことはできず、事業系廃棄物として、事業者自らが、責任をもって適正な処理を行うことが求められております。 今後、市としても、市内の事業者に対し適正な事業系廃棄物の処理についての啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 環境室 資源循環課 飲酒運転の取り締まりについては、警察にご相談ください。 市民相談室	環境室環境保全課 /078-918-5030 環境室資源循環課 /078-918-5794 市民相談室/078-918-5050
95	令和5年12月	自転車のヘルメット補助金について	学生、高齢者、子持ち夫婦以外の人にも、自転車のヘルメットの補助金を下さい。なぜ、上記の方だけの補助金なのでしょう。上記の方だけがヘルメットを被ればいいのでしょうか。ご検討宜しく願いいたします。	お問い合わせいただきました、学生・高齢者・子育て世代を対象とした自転車ヘルメットの購入応援事業は兵庫県が実施している「自転車ヘルメット着用促進キャンペーン」のことかと思われます。お寄せいただいたご意見につきましては、当キャンペーンを担当しております兵庫県暮らし安全課へ情報提供をいたします。 なお、明石市でも自転車乗車時におけるヘルメット着用の重要性について強く認識しており、ヘルメットの着用推進に取り組んでいるところであります。今後も着用の啓発を行っていきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
96	令和5年12月	カラス問題	毎回ゴミの日にカラスに荒らされ、家の敷地内にもゴミが入りこんで臭いもひどく困っております。	お住まいの地域のごみ収集作業を担当している業者に、ごみの散乱状況の確認をすると、「ごみ置場の防鳥ネット内にごみが収まっていないのでごみが荒らされて散乱している」との返答を得ることができました。 これを受けて、当該ごみ置場に防鳥ネットの適正利用(ネット内にごみを排出する)を記した啓発看板を設置いたしました。 また、自治会長とも話し合いをして、啓発看板と同内容の啓発チラシを自治会内で回覧いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
97	令和5年12月	鳥の糞について	白菊グランドビル周辺・新錦江ビル周辺・りそな銀行明石支店周辺・インティ明石ビル周辺の道は、鳥の糞が多く不衛生だと思えます。夕方に鳥の群れがビルの上や木の上、電線の上に止まり糞をしているようです。明石駅に近く規模が大きいので、すでに市は何らかの対策をされているのでしょうか。	お問合せの箇所周辺の鳥の糞害に関しては、当市においても把握しており、路面の清掃や街路樹等の剪定に努めております。しかし、鳥獣保護管理法のもと、直接的な鳥の捕獲や駆除はできないことから、抜本的解決に至らず対応に苦慮しているところです。 そのなか、明石市では、電柱や電線の管理者(以下「電柱管理者等」と継続的に協議し、電柱管理者等に対し電柱電線への鳥害対策の実施を依頼しております。 また、お問合わせ周辺のビル管理者とも情報交換を行いながら、過年度には地上およびビル上階からの放鷹による鳥の追い払いなども実施しました。今年度も状況を判断しながら、放鷹による追い払いも検討しております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
98	令和5年12月	歩きタバコポイ捨てについて	JR土山駅のたこパスと山陽バスのロータリー付近で、毎日歩きタバコやポイ捨てをされている方がいます。 ロータリー横の溝にはポイ捨てされたたばこが溜まっている状態で、周辺に雑草があるので万が一燃えたと、近くの工場や駐車場まで燃え広がる可能性も否定できません。 「歩きタバコポイ捨て禁止」等注意書きを掲示することはできないのでしょうか。 また、これまでに寄せられた意見の回答より、「主要駅では、市職員による啓発業務を日々実施」と記載がありますが、主要駅だけでなく、市内全ての駅で定期的に実施することを合わせてお願いします。	「主要駅だけでなく市内全ての駅で定期的に啓発を実施する」ことにつきましては、乗降客数の多い駅を中心に効率的に啓発業務をしており、現在、JR土山駅周辺においても定期的に公用車パトロールを実施しています。 ご連絡をいただいてから、職員が現場を確認してまいりました。ご指摘の通り、ポイ捨てに係る啓発等が少ないことから、ポイ捨てを防止するために啓発看板等の設置を検討いたします。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
99	令和5年12月	ゴミ捨て場のカラス対策	材木町のゴミ捨て場にカラスが来るようになりました。 袋を破られてゴミが散乱し、仕方なく家人が片付けたり、見張ったりしています。最近では樽屋町のゴミ捨て場も荒らされていました。現状確認の上、対策していただきたいです。	材木町や樽屋町におけるカラス被害について、現場を確認しましたが、ごみの散乱をお見受けすることができませんでした。 また、これらの地域のごみ収集作業を担当している業者にも聞き取りをしましたが、同様の返答がありました。 カラス被害を防止するためには、防鳥ネットを利用することが効果的ではありますが、これらの地域のごみ置場で防鳥ネットを利用されていないところもあり、カラス被害の一因となっていると考えます。なお、防鳥ネットはごみ置場の管理主体である自治会や利用者などがご用意されていますので、お手数ですが、自治会長や隣保長などにご相談いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
100	令和5年12月	路上喫煙の禁止について	路上喫煙を条例で禁止してほしいです。子連れで外出する際に路上喫煙をしている人に遭遇し、受動喫煙が気になります。ピオレ明石の北側の喫煙スペースも煙が漏れ出ており、隣を通ると匂いがとても気になります。 市内全域が路上喫煙禁止になればよいですが、明石駅周辺や小学校、保育園等の子どもがよく利用する施設の周辺だけでも禁止にいただけると、より安心して子どもと外出ができるので助かります。せっかく子育てに力を入れても、市民や企業がついて来なければ本当の意味での子育てしやすい街にはなかなかならないのではと思います。是非一度ご検討いただければ幸いです。	兵庫県の受動喫煙等の防止に関する条例において、施設ごとに喫煙に関する規制内容が定められています。その中で、学校や保育園については、建物内や敷地内に加えて、敷地の周囲や通学時間帯の通学路に関しても禁煙となっています。その啓発の取組として、小中学校等と連携し、校門や周囲のフェンスに禁煙であることを示す看板やポスターを掲示していただき、喫煙者への周知を図っています。 路上喫煙に関しては、全てを規制することが難しい現状ではありますが、望まない受動喫煙を防止するため、引き続き対策を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 あかし保健所健康推進課 「ピオレ明石の北側の喫煙スペース」につきましては、本市が管理する駅前喫煙所でございます。明石駅前に数か所あった駅前喫煙所を現在の場所に統合し、一定基準以上の構造及び設備をしたうえで、市民の皆様にご利用いただいております。 駅前喫煙所を利用される方でマナーを守らず喫煙所の周りや歩道で喫煙される方がおられます。このような行為をする方には、職員による声掛け(啓発業務)を行い、注意喚起をしたうえ駅前喫煙所へ誘導しております。 今後も、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでまいります。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 市民生活局環境室環境保全課	あかし保健所健康推進課/078-918-5657 環境室環境保全課/078-918-5030
101	令和5年12月	喫煙所	西明石駅前の喫煙所ですが、屋根が無いため夏は直射日光、雨の日は傘をさしての喫煙になります。屋根の設置をお願いいたします。	明石市内のJR主要駅におきまして、1箇所、喫煙所を設置しております。いずれも、基準を満たしたパーティション型(壁で囲まれ、天井が解放された構造物である)としています。 何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課/078-918-5030
102	令和5年12月	タバコのポイ捨て等について	明石の子育て支援が充実しているところに惹かれ、大久保に住み始めました。 気になっておりますのが、タバコのポイ捨てが非常に多いことです。近所の公園(大久保下ヶ谷公園)のベンチには常にタバコが捨てられております。 また、駅に向かう道や、大久保駅付近でもタバコが多々見受けられます。せっかく子育て支援をしてくださっているのに、子どもが安心して暮らせる環境になっていないところが大変残念です。 路上喫煙禁止にする等の対策は考えられないでしょうか。	ご指摘にあります、大久保下ヶ谷公園を点検したところ、多数のタバコのポイ捨てを確認しました。緑化公園課が管理する公園では、令和2年4月1日より全面禁煙となっていることから、受動喫煙を防止し妊婦さんや子どもが安心して公園を利用できるよう、禁煙看板を設置し啓発してまいります。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 JR大久保駅周辺は、市の条例で定める散乱防止重点区域となっており、路上喫煙をしている方には注意喚起したのち駅前喫煙所へ誘導しております。 また、区域内では委託事業者による清掃業務やボランティア団体による清掃等も行っており、駅前環境美化に努めているところです。 今後も、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても、安全で快適な駅前環境の実現に取り組んでまいります。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 環境室環境保全課	都市整備室緑化公園課/078-918-5039 環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
103	令和6年1月	犬のフンの放置について	以前にも相談させていただきましたが、1年以上、犬のフンを放置する飼い主がいます。何か対策いただくことは可能でしょうか。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導を行っているところです。 この度の糞の放置のご相談ですが、もうすこし詳しく状況等をお聞きしたいのであかし動物センター(078-918-5797) までご連絡をお願いします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
104	令和6年1月	西明石サービスコーナーに小型家電回収ボックス設置希望	小型家電回収ボックスがコープ西明石とスーパーマルハチ西明石店にしか設置されておらず、両店とも遠くて行けません。西明石サービスコーナーかサンライフ明石に設置していただけないでしょうか。	市内各所の小型家電回収ボックスの設置場所につきましては、市民の利便性と、設置できる施設の状況等を考慮して設置しています。 ご質問があった「西明石サービスコーナー」は施設内のスペースがなく、設置場所の確保が難しい状況です。また「サンライフ明石」においては今後、建替えの計画があるため、同じく設置が難しいと考えております。 この地域の方には「サンライフ明石」で、月1回の拠点回収(有人)をご案内しています。ご不便をおかけしますが、そちらをご利用いただけますようお願いいたします。 ・毎月第3回目の火曜日(祝日の場合はお休み):9:30~11:00 ・ご参考:明石市ホームページ「小型家電リサイクル」アドレス先 https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/kogata_kaden_r.html 今後も市民の意見を聴きながら、小型家電回収ボックスの設置場所を増設していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようによりしくお願いします。	環境室資源循環課/078-918-5794
105	令和6年1月	物価高に対する生活保護世帯への下水道免除について	近年の物価高で、生活保護世帯でも節約して生活しており、高齢者を抱える世帯では介護面でもお金がかかり、生活を圧迫している状況です。これらを踏まえ、明石市では生活保護世帯への下水道免除はしないのでしょうか。	ご意見のありました物価高に対する生活保護世帯への下水道使用料の免除の件でございますが、生活保護世帯に支給されている生活扶助費には、日常生活に必要な費用として下水道使用料相当分が含まれております。 下水道使用料は、下水道事業の財政基盤を支えるものとして、公共下水道を利用するすべての方からその使用状況に応じてご負担いただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 下水道室下水道総務課 ご意見のうち、生活保護制度上の下水道使用料の考え方について、以下のとおりご説明いたします。 生活保護世帯にお渡ししている生活扶助費には、飲食物費や被服費等の個人的経費である第1類費と光熱水費等の世帯共通の経費である第2類費があり、下水道使用料はこの第2類費に含まれています。 生活扶助基準に関しては、令和5年10月に生活扶助費の見直しが行われました。 生活保護を受給されている方々には、毎月の生活扶助費の基準内での生活に努めていただくようお願いしているところです。 よろしくご理解いただきますようお願いいたします。 生活支援室生活福祉課	下水道室下水道総務課/078-934-9620 生活支援室生活福祉課/078-918-5028

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
106	令和6年1月	もえるゴミ袋の指定について(カラス対策)	ゴミ置き場のカラス被害が各地域で問題になっています。ゴミ袋を指定してはどうでしょうか。 2005年東京都杉並区を皮切りに、「人間には中身が見えて、カラスには見えない黄色いゴミ袋」が各地の自治体で採用されるようになりました。例えば、このゴミ袋を導入した神奈川県藤沢市の調査によると、カラスの捕食率が一般的なポリ袋だと76～94%だったのに対し、顔料を練り込んだ袋は6～24%だったといえます。 この紫外線をカットする特殊な顔料を練り込んだフィルムを使ったゴミ袋が、複数の企業によって開発されました。カラスのゴミ荒らし被害が大幅に軽減したのは、あくまでも特殊な顔料を練り込んだフィルムの効果であって、黄色のゴミ袋をカラスが嫌う訳ではありません。	現在明石市では、ゴミ袋の指定に関して他市の状況に注視しつつ、慎重に検討をすすめているところです。 カラス対策だけでなく指定ゴミ袋の導入は、ごみの減量化及び再資源化において有効な手段であると認識しており、今後、市民の方々の意識調査や指定袋の導入と有料化の違いの説明等を行い、丁寧な検討を進めていきたいと思っております。 今後とも明石市の環境行政にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い致します。	環境室資源循環課 /078-918-5794
107	令和6年1月	風呂リフォーム脱衣場壁紙張替え	アスベストの処理、リフォーム費用等に国からの補助金受け取りに関してお尋ねします。 自治体からは4月以降抽選と聞きました。国からの補助金はリフォーム個所によりポイントが5万未満なら付かないと聞きました。 また、アスベスト除去費用が高額なのですが、この部分に補助ポイントはつきますか。お風呂リフォーム等には国から必ず補助金は有ると聞きましたが、その点に関して回答願います。	国土交通省の子育てエコホーム支援事業についてご説明します。 この制度の補助対象者は工事発注者ですが、補助対象者に代わり予め事業者登録をした事業者が補助金の申請手続等をおこないますので、詳しくは工事について相談しておられる事業者にお聞きください。 産業振興室産業政策課 建築安全課より、アスベスト処理等に関する補助制度についてお答えさせていただきます。国の補助制度とは別の制度となりますが、明石市においては建築物に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去工事に対する補助制度がございます。ただし、吹付けアスベストが対象で、ボード類や外壁塗材等は対象外です。 補助の対象となるかどうかは、建物の種別や個々の要件によって変わってきますので、詳細については下記連絡先までお問い合わせいただくか、明石市ホームページを参考にしてください。 https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/asubesutohojo.html 補助対象となった場合のお申込みにつきましては、今年度の受付は終了していますが、来年度、同補助制度を実施することが決まりましたら5月頃の広報あかしで案内する予定です。 なお、国の補助制度につきましては、国の担当窓口等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。 明石市役所 都市局住宅・建築室建築安全課監察係 問合せ先 078-918-5046(直通)	産業振興室産業政策課 /078-918-5098 住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046
108	令和6年1月	LGBTQについて	LGBTQ+フレンドリープロジェクトはとっても迷惑です。 一部の人間の利権の為に、大事な税金を使わないで下さい。	本市では「いつまでもすべての人が大切にされるやさしいまちづくり」の一環としてLGBTQ+／SOGIEに関する取組を進めています。 性のあり方(性的指向、性自認、性表現)は多様で、尊重されるべきものです。 しかし、LGBTQ+の人達は、性のあり方が多くの人とは違うことを理由に、偏見や差別を受け、生きづらさを抱えて暮らさざるを得ない現状があります。 こうした状況を解消するため、本市では、当事者の方に寄り添った相談支援や、性のあり方に関する理解を広げるための市民・地域団体・学校等に対する研修・啓発をはじめとしたLGBTQ+／SOGIE施策を進めています。「LGBTQ+フレンドリープロジェクト」もその取組の一環になります。 今後も、誰もが自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指し、取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	インクルーシブ推進室 /078-918-6037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
109	令和6年1月	大久保駅北側の禁煙地域は？	大久保駅北側ロータリーにある信号より西に入った、3階建てぐらいの駐輪場の前で、たばこを吸っているうす緑の作業服を着た市の職員のような方がいました。以前、市の広報車がこの辺りは禁煙地区だとアナウンスをしていました。通学路だし、禁煙地区になっていると思っていましたが、違うのですか。	本市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」により、市内の主要駅周辺に散乱防止重点区域を定めております。JR大久保駅においても、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨て防止に努めているところでございます。ご指摘の「大久保駅北側ロータリーにある信号より西に入った駐輪場」につきましては、散乱防止重点区域外となっております。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
110	令和6年2月	あかし広報 PFASについて	2/1便を拝見して思ったことですが、水道水がどうやって処理されるのかそこに焦点をのぼったのでしょうか。図解説はわかりやすいのですが、PFAS問題を何気なくかわしているように感じます。今回、市長、副市長が厚生省、環境省へ赴いてくださったことには心から感謝しています。行政からの声を届けてくださったことには、やはり市民の水を守ろうとする姿勢がみえたかと解釈しました。これからも引き続き、この働きかけを続けてくださるよう切望します。やんわりイメージの記事だけでは、市民が本気で明石の水を考えることにはつながりません。それは行政はよくしてくれているというレベルです。現実を伝えていかなければ、問題は見えてきませんし、市長を追い詰めるだけのものになると思います。	2024年(令和6年)2月1日に発行した広報あかしの水道特集は、明石川の有機フッ素化合物や、令和6年能登半島地震による長期断水に関する報道を受け、本市の水道事業の現状について市民の皆さまへお知らせするために広報したものです。「明石の水はどこから」については、市内の居住地域により水源が異なることから、それぞれの地域でご使用されている水道水の水源種類及び割合を分かり易く表現したものです。「災害に強い水道」については、隣接する市町と緊急時連絡管が敷設されていることや、老朽管の更新に合わせ耐震化された配管へ更新している様子を掲載しています。「安全な水づくり」については、有機フッ素化合物対策として、浄水処理において、活性炭の量と交換頻度を上げるなどの対策を行い、国の暫定目標値以下となっていますので、飲料水として安心してお飲みいただけることとお知らせしています。また、有機フッ素化合物に関しては、健康への影響や指標値の明確な対応やわかりやすい情報を市民へ伝えるよう市長から国に対して要望を行っています。なお、水量・水質ともに不安定な明石川河川水については、県営水道から増量受水、阪神水道企業団から新規受水することにより水源転換を図り、令和10年度を目途に水源として廃止する予定となっています。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	経営企画担当/078-918-5064
111	令和6年2月	ゴミのポイ捨て、歩きタバコ多すぎます	西新町駅周辺のフェンスで囲われている所にゴミの投げ入れが多いです。ながら食べをしてポイ捨てされるゴミや、歩きタバコのポイ捨てが、ほぼ毎日出勤時に確認されます。前の方が吐いた煙を、後方を歩いている私が吸いたくなくても吸ってしまい、喘息持ちにはつらいです。また、相変わらず明石警察署の周りや裏の駐車場側にゴミはポイ捨てされているし、40キロ速制限減でも、信号が変わるからと明らかにスピード違反してる車もいます。大人のルールをまず守らせてください。子育てに力入れる前に子供の親となる、家族となる方々のルール、モラルを守らせてください。まずは駅前からでも、ポイ捨て禁止という張り紙を貼られてはどうですか。意見がないからやらないのではなく、1人でも意見があるならまず行動するのではないですか。毎日とは言いませんが、綺麗になっているのか調査すべきではないですか。一刻も早い改善を求めます。	「西新町駅のフェンスで囲われているが、店舗使用の募集はされている状態かここにゴミの投げ入れが多い」ことにつきましては、山陽電気鉄道株式会社の管理地でありますので情報提供等はさせていただきます。また、「制限速度が40キロとは書いているが、信号が変わるからと明らかにスピード違反している車」件につきましても、明石警察署へ情報提供しております。本市の現在の取組としては、ポイ捨て等を防止するために啓発看板を設置しております。また、駅を利用される方に周知していただくため、夜間でも周知が可能な啓発看板も設置しております。不定期ですが、ポイ捨てを防止するため、職員によるパトロール等も実施しております。駅前周辺を再度確認し、市民への周知が不足していることであれば、ご対応等させていただきます。この度頂いたご意見につきまして、駅前周辺のコンビニや近隣自治会等にも情報提供し、駅前周辺を綺麗な状態にするためのマナーの向上に取り組みたいと考えます。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
112	令和6年2月	各自治会管理のゴミステーションの件	一カ月ほど前からゴミステーションのカラス被害が絶えません。コミュニティ生涯学習課・収集事業課に相談したところ、対策としてはカラスが入らないように、すき間を作らないようアドバイスはいただきました。ただ、ゴミステーションを改修するような補助金はなく、管理は各自治会にお任せしているとの回答でした。 現在は、回覧でゴミの出し方を周知し、ネットとレンガで対策はしていますが被害は減りません。新興住宅街やマンションでは、一部しっかりとした囲い付きのものもありますが、それ以外はほとんどネットと重しのみ対策。うちの地域では高齢者にとってネットをしまうのもしんどいとの意見もあります。 正直改めてこの現状を見ると、黄色や青のネットでの対策は見た目も悪く決して景観がよいとは思えませんし、雨になると衛生的にも悪く、ネットの劣化も早いです。 そこで、明石市の方で各自治会への補助金等があればまちもきれいになってよいのではないのでしょうか。まちの景観向上にもつながりますので	ごみ置場の設置・管理につきましては、自治会や利用者をお願いしており、カラス対策も管理の一環として、自治会や利用者で防鳥ネットの購入などの対応をしていただいております。 市では従前からカラス被害に係る相談に対応しており、防鳥ネットを設置していないところにつきましては、設置をお願いしております。 今後も、カラス対策につきましては、近隣他都市の状況を参考に、補助金を含めてより効果的な対策を調査してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
113	令和6年2月	自治会について	最近、明石市では子育て支援のおかげで転入される若い人が増えていますが、自治会に入らない方が多く、任意なので強制はできないため、ゴミステーションの掃除や年2回の溝掃除など、自治会が主体の事に参加してもらえず困っています。高齢者ばかりで役員もすぐ周り、困り果てる始末です。 どうしたら良いのか、何かよい方法はないもののでしょうか。多分、このような問題は、どの地域も当てはまってきていると思います。 少しでも、地域のコミュニケーションがとれるようにできたらなあと思います。	自治会の加入については、価値観の多様化や居住形態の変化などによるところが大きく、残念ながら明石だけでなく全国的にも低下傾向にあります。そのような中で、住みよい地域づくりのために自治会活動は重要であり、市としても、転入者に窓口で自治会加入案内チラシを配布するなど、加入促進を行っております。 また地域によって状況が異なるため、まずは各自治会で未加入世帯の現状把握を行い、継続した、組織的な取組をお願いしています。 加入促進の具体的な内容や進め方については、明石市連合まちづくり協議会と市が発行しております「自治会・町内会加入促進マニュアル」にまとめておりますので、ぜひ自治会のみなさまでご参考になさってください。 ごみステーションに関連して、未加入者向けの加入促進チラシも作成しておりますので、こちらもご活用いただければと思います。 市としても引き続き加入促進を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。 ※「自治会・町内会加入促進マニュアル」掲載ページのリンク https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/jichikai/annual.html	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
114	令和6年2月	ゴミ収集について	ゴミ収集についてですが、市(西部地区)の紙類・布類の収集が、毎月第4土曜日に、自治会の再生資源の収集日が第2、第4の日曜日になっています。 市の第4土曜日と、自治会の第4日曜日が連日になっているので、月に1回だけの市の収集日に出している世帯はほとんどいません。 市と自治会での話し合いは難しいと思いますが、なんとかならないのかと思っています。	再生資源集団回収につきましては地域の自治会、子ども会、高年クラブ等の団体が地域の皆さんと協力し、資源物(新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール等の古紙、布類、アルミ・スチール缶など)を回収して業者に引渡し、ごみの減量・再資源化にご協力いただいている活動です。また、活動を通じて地域のコミュニティ活性化等にご活躍いただいております。市では集団回収活動に助成金を交付しております。(年2回) 次に市が行っております紙類・布類行政回収は月1回土曜日に各地域のごみステーションに出された新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、布類を、市が委託している業者が回収しております。紙類・布類行政回収については集団回収の補完として実施しており、市民の方の都合で集団回収に出せない場合、行政回収をご利用いただくよう啓発しております。 いただきましたご意見のように、行政回収にはほぼ出されない地域もございますが、上記のことから特定の地域(またはごみステーション)だけ回収しないということとはできません。 以上ご説明となりますが、今後とも市の環境事業にご理解、ご協力をいただけますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
115	令和6年2月	窓口に於ける本人確認の方法について。	健康保険の減免 申請の際の本人確認方法は、国民健康保険の窓口の場合はマイナンバーカード又は免許証が必要でしたが、後期高齢者保険の窓口の場合は、後期高齢者医療被保険者証だけで受付してもらえました。 現在の本人確認は、顔写真のあるマイナンバーカードや免許証で行うのが一般的だと思います。今後は健康保険証もマイナンバーカードに移行される事が決定されているので、窓口での本人確認の方法を統一する方がセキュリティの面からも安全だと思います。	窓口に於ける本人確認の方法についてですが、保険証や決定通知の再交付にかかる申請で即日交付するものにつきましては、後期高齢者医療におきましても顔写真付きの身分確認(マイナンバーカード・運転免許証等)を行っています。 ただ、保険料の減免申請につきましては、明石市の窓口では申請書類の受付のみを行っており、減免額につきましては兵庫県後期高齢者医療広域連合で審査・決定がされます。このため申請受付における申請者は本人・同一世帯の家族はもちろんですが、別世帯の家族での申請も受理しているところです。このため、前述しましたとおり申請のみの受付のため、保険料額について回答をすることもないため、保険証を提示いただき申請受付させていただきました。以上、よろしくお願いいたします。 市民生活室長寿医療課 減免申請における窓口での本人確認の方法について回答いたします。 国民健康保険料の減免申請につきましては、後期高齢者広域連合と異なり、申請書類の受付から審査・決定までを一連で行っているため、窓口で保険料等の説明をする必要があることから、顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証等)で本人確認を行っています。 以上、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 市民生活室国民健康保険課	市民生活室長寿医療課 /078-918-5165 市民生活室国民健康保険課/078-918-5021
116	令和6年2月	大気調査について	大気調査をして頂きたいです。主人が喘息になったり、周りに喘息や中耳炎の子が凄く多く心配です。 こどもの体に悪影響なら引っ越しをしなければと考えています。 是非、周辺の調査をして頂きたいです。	ご連絡いただいてから、対象となる企業を訪問し、状況確認してまいりました。詳細については環境保全課までご連絡ください。 【環境保全課 連絡先 078-918-5030 執務時間 8:30~17:00】	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
117	令和6年2月	ゴミ・タバコの件	明石の子育て支援が充実しているところに惹かれ、西新町に住み1年が経過しました。市役所の方にお伝えしたりメールを送らせていただいているのですが、全く改善されていません。せっかく子育て支援をしてくださっているのに、子どもが安心して暮らせる環境になっていない、改善されていない点が残念で、子供に対しても悪影響でしかありません。 タバコのポイ捨ては路上喫煙禁止にすることや、ゴミのポイ捨て不法投棄禁止等の対策は考えられないでしょうか。 西新町の都市開発の話を聞きこちらに引越したのに、駅周辺ではゴミだらけ・タバコだらけで都市開発どころかゴミだらけで本当に良くしていきたいという気持ちが全く見えません。	本昨年より、西新町駅周辺においてポイ捨て等の苦情等があり、駅前にあるコンビニ、周辺自治会や警察等にも情報提供し、ポイ捨てを防止するためのマナー向上にご協力いただいているところです。 本市の取組としては、ポイ捨て等を防止するために不定期ではございますが、職員による啓発や公用車からのアナウンス等を実施しております。また、駅を利用される方に夜間でも周知が可能な啓発看板も設置しております。 ご指摘の「駅周辺ではゴミだらけ・タバコだらけ」について、ポイ捨ては人のマナーやモラルの低下によるところが非常に大きく、マナー向上やモラルのある行動を行っていただけるよう、近隣自治会等にも再度情報提供してまいります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
118	令和6年3月	騒音について	違法改造と思われるバイクが、休日、夜、深夜に爆音で数台が走っています。騒音が迷惑のうえ、夜の帰宅時など子供に危険が及ぶのではないかと危惧しています。	当市では「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指して令和3年4月に第3次明石市交通安全計画を策定し、交通事故の削減および交通弱者優先の思想を広めるため交通安全教育・啓発に取り組んでいるところです。この度のご意見にあります、バイクの騒音につきましては、明石警察署へ情報提供を行うとともに取締りの強化を依頼してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、不正改造については国土交通省が「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置しておりますので、ぜひご活用ください。 詳しくは、以下のURLをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
119	令和6年3月	小学校コミセン利用者の駐車場について	小学校の敷地内駐車場は、基本的に幼稚園、小学校の職員が有料で利用していると聞きます。コミセン利用者は無料で駐車しても良いのでしょうか。 利用者さんから、みんな停めてるから大丈夫と聞きましたが、職員が有料と聞くと停めるのに抵抗があるため教えて頂きたいです。	通勤で使用する自家用車を学校内など市の敷地に恒常的に駐車する場合、使用許可を得る必要があり、あわせて使用料を支払う必要があります。 施設の立地状況により、一部使用料が免除となる場合もありますが、基本的には、学校教職員などは有料で駐車していることとなります。 また、コミセン利用者については、一時的な駐車のため、使用許可を行わず使用料も徴収しておりません。 なお、駐車についてはあくまでも学校運営等公務に支障のない範囲で許されるものと認識しており、学校内に駐車場はございません。 土・日曜日など駐車しやすい状況ではありますが、できる限り車の来館は控えていただきますよう、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
120	令和6年3月	電柱にいる鳥からの糞被害について	家の前にある電柱から伸びている電線が敷地の上を通っており、鳥のフンが敷地内に落ちています。電線がどこの会社のものなのかお調べいただけないでしょうか。 また、行政より電線の会社にお伝えいただくことは可能でしょうか。一度NTTに確認すると、電柱自体は明石市のものみたいなのでご確認いただけると助かります。	今回ご連絡頂きました電柱の所有者につきましては、明石市ではなく、関西電力送配電が所有者となっております。明石市の街路灯は、その電柱をお借りして設置させて頂いているため、申し訳ありませんが明石市では電線の所有者までは把握できておりません。 どの電線がどの所有者であるかは電柱所有者である関西電力送配電のみが把握しているため、まずは関西電力送配電にご連絡の上、関西電力送配電に現地確認などをして頂き、実際に鳥が留まる電線の所有者をご確認頂きたくお願い申し上げます。 【関西電力送配電 問い合わせ窓口：https://www.kansai-td.co.jp/faq/contact/】 尚、電線に鳥が留まらないようにする対策は、場所の相違などが発生しないよう対策を希望される方から電線の所有者に直接ご依頼頂くこととなっております。 何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
121	令和6年3月	有線放送について	地域の放送設備からの時報は、乳児が昼寝中に驚いて起きてしまい、生活リズムの妨げになっています。 また、お祭りなどのアナウンスなども、音が大きすぎて割れており、内容は聞き取れたことがありません。そのため、我が家では放送によるメリットは感じていません。 子育て世代も増加しているようですし、音量の調整や時代に合った方法でのお知らせに変更はできないのでしょうか。	自治会の放送設備につきましては、地域住民への日常連絡や緊急連絡のために設置されているもので、各自治会において管理・運用されています。ご住所に該当する自治会に確認致しましたところ、時報については、確かに自治会の放送設備から流れており、その他アナウンスについては月に1回程度、各種団体の行事等の呼びかけで利用されているとのことでした。 放送内容等につきましては、各自治会にて運用されていることから、コミュニティ・生涯学習課より該当と思われる自治会へ、この度頂きましたご意見をお伝えさせていただいておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 なお、近隣自治会からの放送の可能性もございます。放送にて、ご住所に該当する以外の自治会の名前が聞き取ることができました場合、当課にご連絡いただけましたら、同様に対応させていただきます。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
122	令和6年4月	高齢者委任状の件	高齢で認知症の親の代わりに住民票などを交付する場合、委任状が本人記載となっているが、本人、代理人の住所氏名など、記入事項が多く高齢者には困難です。本人の氏名のみの自署にはならないでしょうか。	委任状につきまして、委任者が高齢などの事情により自ら記入することが困難な場合は、記名・押印による委任状でも受け付けができますので、本人が記入、または代理人による記名・押印(本人による)の方法で委任状の作成をお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
123	令和6年4月	路上喫煙について	駅前のコンビニ(灰皿なし)やバス停のすぐ近くでたばこを吸う人をよく見かけます。他都市では路上喫煙を条例で禁止していますが、明石市は禁止にしないのですか。 ポイ捨て禁止などの啓発を行なっても、マナーを守れない人がいる以上厳しくする必要があると思います。見回る人の人件費など問題はありますが、前向きに検討していただきたいです。	明石市ではJR朝霧駅・明石駅・西明石駅・大久保駅・魚住駅・山陽東二見駅を「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」で規定される散乱防止重点区域に指定し、委託事業者による清掃業務やボランティア団体による清掃等を行い、駅前環境美化に努めるとともに、一部の区域内に喫煙所を設置し、声掛けや啓発看板等により喫煙者を喫煙所へ誘導しております また、兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、望まない受動喫煙を防止するため、人通りの多い場所等での路上喫煙の相談があった際には、現地確認のうえ受動喫煙への配慮を促すポスターの設置等により、喫煙者に対する喫煙マナーの啓発を行っています。 このような施策により主要駅周辺等の環境改善を図っておりますが、いまだたばこの煙を不快と感じられる方がおられる事も認識しており、より効果的な対策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。 今後も、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても、安全で快適な駅前環境の実現に取り組んでまいります。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課(ポイ捨て喫煙所) /078-918-5030 あかし保健所健康推進課(受動喫煙)/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
124	令和6年4月	犬のフン害対策運動を実施したい。	他市のフン害対策で、放置された犬のフンの周りを黄色のチョークで囲み発見した日時を書くことで、放置した飼い主へ抑止を促す運動があります。同様の運動を実施したいと考えていますが、明石市は道路上にチョークで記することに問題はありますか。またこのような運動に補助やアドバイスはありませんか。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。しかし、一部のマナーの悪い飼い主が、飼い犬の糞を放置しており、行政だけでなく、周辺自治会等と連携を図ることが大切です。あかし動物センターでは、飼い主がわかっていれば、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導を行っています。また、飼い主が不特定な場合は、啓発テープで広報したり、自治会で啓発チラシを回覧してもらう場合などもあります。 なお、犬の糞を放置する飼い主に対して、面識がある場合は、直接お話ししていただいても構いませんが、トラブルになる可能性等がある場合は、あかし動物センターまでご相談いただきますようお願いいたします。 環境室あかし動物センター 犬のフン害対策運動に関する直接的な補助金制度は、コミュニティ・生涯学習課では設けていません。 明石市として小学校区における校区まちづくり組織が、地域の課題解決や活性化を図るとともに、組織の充実に努めることを目的として取り組む事業を対象に、校区まちづくり組織に対して、「住みよい地域づくり補助金」を交付しております。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。 【住みよい地域づくり補助金】 https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitiy_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/sumiyoi.html 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 お問合せの内容の『道路上にチョークで記すること』については、一般的には、みだりに道路上への記載などの行為等は認められておりませんが、道路の美化や公衆の利便性の向上など公益性を有するものなどはその限りではありませんので、個別な御相談をお願いします。 道路安全室道路総務課	環境室あかし動物センター/078-918-5797 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004 道路安全室道路総務課/078-918-5031
125	令和6年4月	ごみ拾いボランティア	市内の国道2号線を中心に、沿道に捨てられたゴミが目立ちます。有志を募ってボランティア活動を開催できないかと思ってますが、市主催では難しいでしょうか。明石市は若い世代も増えてきて活気が出てきていると思います。子供にとってはゴミが多いことや、街をきれいにする気持ち良さを知る機会、大人にとっては健康作りや友達作りにも繋がるかもしれません。市長や周辺企業にも参加してもらおうと盛り上がるかもしれません。ご検討をよろしくお願いします。	本市では、環境美化推進事業の一環として多数の市民のみなさま並びに事業所の参加を得て、各地域にて「屋外一斉清掃」を実施しております。住民参加のもと、屋外清掃(道路側溝などの土砂やヘドロ・雑草・空き缶・空きビン・木の枝・落ち葉などの清掃)を実施するものです。 自治会(町内会)、各事業所、およびボランティアなどの各種団体から事前に提出された「屋外一斉清掃実施計画書」に基づき、清掃用資材として専用の土のう袋とポリ袋の提供と、家庭ごみの収集とは別に、屋外一斉清掃で集められたごみの収集の手配を行っています。 詳細については、明石市役所収集事業課(078-918-5780)までお問い合わせいただきますようお願いいたします。	環境室収集事業課/078-918-5780
126	令和6年4月	鳩の駆除	自宅の屋根の太陽光パネルの隙間に鳩が入り込んで、フンや鳴き声で困っています。対策をしたいのですが、市の方で業者を紹介して頂くことは可能でしょうか。	お問い合わせいただきました業者の紹介についてですが、市の方で駆除業者の紹介や斡旋等は行っておりません。 駆除業者につきましては、厚生労働省及び環境省所管の法人である「一般社団法人 兵庫県ベストコントロール協会」にご相談ください。近隣の会員業者の紹介を受けることができますので、よろしくお願いいたします。 電話番号は「0120-76-2633」になります。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
127	令和6年4月	高齢者の断捨離	両親共に75歳を過ぎ、物への思い入れが強く、なかなか整理ができません。新聞の契約も高齢者複数契約などトラブルが多いと聞きました。不用品を残されると、処分の費用や業者を探したりと家族も困ります。市の広報や敬老会などでお年寄りに伝えることは難しいでしょうか。できる範囲でよろしく願い致します。	明石市では終末期に関する不安や、福祉・医療関係者が抱える負担に対し、必要となるサポートを行うことを目的とした終活相談支援事業を実施しております。後見支援センターに専門的な総合相談窓口を設置し、一般相談は、社会福祉協議会職員等が随時対応しています。また、個別具体的な相談については、後見支援センターの弁護士・司法書士相談を案内し、法律専門職による助言を得る機会を設けています。 現時点では、高齢者の方に向けた断捨離に特化した形での広報等は行っておりませんが、終活相談に関する告知や地域総合支援センターからの案内を行う中で、高齢者の方の断捨離についても周知させていただければと思います。	地域共生社会室地域総合支援担当/078-918-5289
128	令和6年4月	動物(猫、犬)にえさやりしている方がいます	朝霧駅周辺で子猫に餌やりをしている方に、行政から注意をうながしていただければと思います。衛生的に悪いのと、正しい知識を持つべきです。えさやりで命を繋ぐのではなく、病院で手術、保護団体へと、動物にとって良い方法に向かえばいいですね。	野良猫に餌を与える行為について、市が規制することはできません。ただ、野良猫が可哀そうだということで、餌だけ与えていると、そこで猫が集まり子猫が産まれ、野良猫の数が増えてしまいます。 あかし動物センターでは、野良猫に餌を与えることにより、近隣住民に糞尿等の被害があり、餌を与えている方が特定されている場合は、訪問して状況等について直接お話しさせていただき、猫に餌を与えるのであれば、餌の片づけ、不妊・去勢手術とトイレの管理など近隣への配慮などをお願いしています。猫の不妊化手術については市が助成金を交付しており、できるだけ野良猫を増やさないように対策をお願いしております。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
129	令和6年5月	夜中のバイク騒音について	国道2号線沿いに住んでいますが、毎晩深夜になるとバイクの騒音がうるさく大変迷惑しております。取り締まりを強化するなど、何か対策していただけないでしょうか。	お寄せいただいたご意見を明石警察へ情報提供を行うとともに、取り締まりの強化を依頼しました。 国道2号線沿いの騒音については警察も認識しており、再度警察内で情報共有をされます。もし可能でしたら、気づかれたタイミングで「110番通報をお願いします」とのことです。 なお、横断歩道や規制標識の設置、交通違反の取り締まりにつきましては警察の所管となりますので、今後も同様のご要望などがございましたら、日時や曜日・時間帯・車両ナンバー等の情報を、明石警察にお伝えいただきますようお願いいたします。 明石市交通安全課では、歩行者・自転車利用者を中心に年間を通じて交通安全教室や啓発活動を実施しております。 今後も市民の皆様が安心で安全な生活が送れますように、交通マナーの意識向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課/078-918-5036
130	令和6年5月	鳥の餌やりについて	明石公園のお堀で、いつも鳥に餌をあげている男性がいます。注意喚起や取り締まりをしていただけないでしょうか。	お問い合わせの明石公園は、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会が管理していますので、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会に情報提供させていただきます。 ご不明な点がございましたら(公財)兵庫県園芸・公園協会TEL912-7600までお願いします。 今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
131	令和6年5月	畑でのゴミ燃やしについて	近所の畑でゴミを燃やしており、家の中は匂いが充満しとても迷惑です。近所に対しての配慮が無さすぎます。注意して頂きたいです。	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、稲わらや刈り取った草のみを燃やしている場合は、強制的にやめさせることはできず、周辺に配慮して実施するようお願いしています。 違法行為であるかを判断するためには、焼却中の現場を確認する必要がありますので、燃やしている場面を見かけた際に下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
132	令和6年5月	アスパア明石の路上でのスケボー騒音について	アスパア明石前の一方通行の路上で、時間は様々ですがスケボーをする子供がおり、騒音と道路でスケボーをしているため危険です。何度が通報していますが改善しません。看板を立てるなど対策をしていただきたいです。	お寄せいただいたご意見は、明石警察へ情報提供いたしました。明石警察も当該場所におけるスケートボード利用について認識しており、随時パトロール及び指導を実施しているとのことです。改めて警察内で情報共有を図るとともに、パトロールを強化するよう要望いたしました。なお、注意喚起の看板につきましては、明石警察による今後のパトロールの動向を注視しながら、設置を検討して参ります。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
133	令和6年5月	大蔵海岸公園、及び市役所裏ベランダの禁煙について	大蔵海岸公園、及び市役所裏ベランダの禁煙についてです。高い税金を払っているのに、無限の空間で何故タバコを吸えないのでしょうか。海辺で禁煙と言われれば喫煙者の居場所はありません。海に面した無限の空間での禁煙は喫煙者イジメだと思います。釣りをしながらゆっくりとタバコを吸いながら竿先を見る。これくらいは許されてよいのではないのでしょうか。「子どもを見たら喫煙は遠慮しましょう。」または「土日祝等混雑時の喫煙はやめましょう。」で良いのではないのでしょうか。禁煙ファシズムではないのでしょうか。ただし、「吸い殻は自己責任で携帯灰皿へ」は必要だと思います。世の中の風潮は喫煙者撲滅ですが違法でない限り、一律ではなく臨機応変な対応が必要だと思います。	大蔵海岸公園につきましては、釣りを楽しまれている場所も含み公園区域のため、受動喫煙の防止等に関する条例に基づき禁煙規制しています。また市役所南側の中崎ベランダにつきましても、大蔵海岸公園と同じように釣り等の利用が多くあることから、施設管理上、公園ではございませんが同様の規制をしているところです。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
134	令和6年5月	猫の餌やりについて	朝、松江公園周辺に車できて猫の餌やりをしている人がいるのですが、糞尿の始末もしていなければ、避妊手術もしていません。少し注意をしたところ、逆上されました。給餌するのであれば、避妊手術はもちろんのこと、糞尿は食べさせた人が処理をするのが通常かと思います。できれば、市の方から避妊と給餌のルールや糞尿の始末について注意いただきたいですし、給餌はやめさせてほしいです。	松江公園周辺で猫の餌やりをする人についてのご相談ですが、野良猫に餌を与える行為について、市が規制することはできません。 ただ、野良猫が可哀そうだということで、餌だけ与えていると、そこで猫が集まり子猫が生まれ、野良猫の数が増えてしまいます。 あかし動物センターでは、野良猫に餌を与えることにより、近隣住民に糞尿等の被害があり、餌を与えている方が特定されている場合は、訪問して状況等について直接お話しさせていただき、猫に餌を与えるのであれば、餌の片づけ、不妊・去勢手術とトイレの管理など近隣への配慮などをお願いしています。猫の不妊化手術については市が助成金を交付しており、できるだけ野良猫を増やさないように対策をお願いしております。 今回の件について、猫に餌を与えている人が車で来ているとのことで、その地域外の人の可能性も高く特定できておりません。詳しくお話をお聞きしたい思いますので、当センター(Tel078-918-5797)まで、連絡お願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
135	令和6年6月	深夜爆音での暴走行為について	毎週週末深夜に、限度を超えた爆音のバイクが国道2号線を何度も通り睡眠を妨げられています。ある程度の音なら我慢しますが、許容を遥かに超えた大きさで、子育て世帯も多く困っている方も多いかと思います。市の方より取締り等の働き掛けをお願いします。	お寄せいただいたご意見を明石警察へ情報提供するとともに、取り締まりの強化を依頼しました。 国道2号線沿いの騒音については警察も認識しており、再度警察内で情報共有をされます。パトロールの強化に加え、騒音が聞こえた際に110番通報していただければ、すぐに対応をするとのこと。 今後も市民の皆様が安心して安全な生活が送れますように、交通マナーの意識向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
136	令和6年6月	自動販売機の空き缶・空きびん等の回収容器について	高丘3丁目周辺で自動販売機に回収容器が設置されていないところが2機あります。 明石市HPの環境事業概要(平成26年度版)によると、「自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めています」とありますが、現状のままで問題ないのでしょうか。	お問合せの自動販売機の回収容器についてはご指摘の通り「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」で容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する者に対して設置と管理を義務づけています。 つきましては、回収容器の設置がない自動販売機を確認された場合は環境保全課(918-5030)までご連絡ください。該当自動販売機の設置状況を確認のうえで、当課から自動販売機管理者に連絡し、回収容器の設置と管理を求めます。 今後もよりよい生活環境の推進をしてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
137	令和6年6月	西新町駅周辺への喫煙スペースの設置	西新町駅周辺にはタバコを吸える場所がありません。 それにより、路上喫煙やポイ捨てなど、喫煙者、非喫煙者ともに気分を害しています。タバコ税は大きな税収となっていると思われるので、その一部でも喫煙スペースの設置へ使えませんか。	本市ではタバコの吸い殻等のポイ捨て防止の為、市内の一定数以上の利用がある主要駅に喫煙所を設置する方針としており、現在は市内のJR5駅(明石駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅、朝霧駅)に設置しています。西新町駅については、今のところ喫煙所の設置予定はありませんが、路上喫煙に関して周囲の方に対する受動喫煙への配慮を促すポスターの掲示や、ポイ捨てに関して定期的に公用車による啓発業務を実施しているところです。 なお、タバコ税につきましては目的税ではないため、喫煙対策のみに使用するものではなく、市民の皆様の日常生活に欠かすことのできない様々な施策に、有効かつ効果的に活用させていただいています。 ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課(ポイ捨て喫煙所)/078-918-5030 あかし保健所健康推進課(受動喫煙)/078-918-5657
138	令和6年6月	はちの巣駆除	家の軒下にアシナガバチの巣を発見しました。 ハチ専用のスプレーで駆除しようと試みたのですが、カーポートと軒下の狭い空間で届きません。駆除していただけるか、市で対応していなければ良心的な業者を紹介していただけると助かります。	お問い合わせいただきました業者の紹介についてですが、市の方で駆除業者の紹介や斡旋等は行っておりません。 駆除業者につきましては、厚生労働省及び環境省所管の法人である「一般社団法人 兵庫県ベストコントロール協会」にご相談ください。近隣の会員業者の紹介を受けることができますので、よろしくお願いいたします。 電話番号は「0120-76-2633」になります。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
139	令和6年6月	PFASについて	明石川流域で検出されているPFASの件、人体への飲料水による影響が話題になっていますが、魚介類、農産物への影響は無いのでしょうか。人体へ間接的に長年取り込む事による健康被害が心配です。PFASの出所を迅速に特定、改善し安心し生活出来る環境をぜひお願いします。	環境省などで公表されている、有機フッ素化合物、いわゆる「PFAS」に関する資料によりますと、人においては、コレステロール値の上昇や発がん性がある等の関連は報告されていますが、どの程度の量が体内に入ると影響が出るかについては、確定的な知見がないことに加え、測定された血中濃度の調査結果をもって、農水産物との因果関係を詳細に解明することは、現時点では困難であるとされています。 また、農林水産省においても、土壌や米、野菜、水産物等の食物に関し、どの程度含まれているか実態を調べる調査が行われている段階であり、「PFAS」の農水産物への影響や有害性について、明確な評価がなく、具体的な数値基準もないのが実情です。 本市としては、引き続き、国の動向を注視しつつ、県や他市町、農業協同組合、漁業協同組合等の関係団体等と密に情報交換しながら、国が明確な基準を示した際には必要な対応を図ることができるよう準備してまいりたいと考えています。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	産業振興室農業振興課 /078-918-5017
140	令和6年7月	魚住駅北ロータリーでの喫煙状態化	魚住駅の19時前後にベンチでタバコを吸っている人の率が多く、周辺全体がタバコ臭く、駅前として環境が最悪です。禁煙マークをもっと大きくしたり、喫煙コーナーではなく、ガラス張りの喫煙室にして欲しいです。	JR魚住駅については、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨てを防止するために駅前喫煙所を設置しております。日中ではありますが定期的に啓発業務(職員による声掛け等)によりタバコを吸われる方については喫煙所に誘導し、さらに公用車からのアナウンスによる啓発等も実施しているところでございます。 今後も引き続き、吸い殻のポイ捨て、喫煙マナーについても、啓発業務を実施してまいりますのでご理解頂きますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
141	令和6年7月	明石市内 路上喫煙等について	歩道を歩いていると、路上での飲食ポイ捨て禁止や吸殻のポイ捨て禁止の掲示等をよく見かけますが、一部の心ない人によるゴミやたばこの吸い殻のポイ捨てが多く気になります。 環境の美観や訪問者へのマナー、ルールを徹底してもらう為に、迷惑条例の罰則規定で、罰金や警告を市民へ徹底すべきではないでしょうか。観光で明石を訪れる観光客の街の印象がかなり違って来ると思われま	明石市では「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき、市内JR各駅を中心に、たばこの吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域として指定しています。区域内では平日の午前中2～3時間の委託事業者による清掃業務の他、美化活動に取り組むボランティア団体との協働事業等により、都市環境の美化に努めているところです。 また、路上喫煙をしている方に対しては、喫煙所を設置している区域では、注意喚起を行った上で喫煙所への誘導を行っております。 今後も、市内環境の現状を注視しながら、市民の快適な生活を確保するための施策を展開していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
142	令和6年8月	ゴキブリの大量発生について	7月頃から、夜になると道路脇にクロゴキブリをたくさん見かけます。家の中や側溝にも数回出現し、個人でも家の周りに駆除の薬を置くなど努力はしているのですが、費用も馬鹿になりません。犬の散歩に行くので、食べてしまわないか心配ですし、何より気持ち悪いです。何らかの対策をしていただけないでしょうか。	明石市では、道路上のゴキブリ対策は実施しておりません。 本来、害虫等の駆除は、発生源となる場所の所有者が実施するものと考えられます。道路上のゴキブリは移動の途中であると考えられ、発生源ではないことから対策を講じることができません。 お力になることが出来なく申し訳ありませんが、ご理解賜りますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
143	令和6年8月	住所表記変更について	寺院の住職です。檀家さまから、住所が沢野南町に表示変更があったと連絡がありました。 地方自治体が恣意的に行う住所の表示変更に関しては、批判が多々あることはご存じかと思いますが、この度の件も、江戸時代からの地名が市の思いつきで変更されたことに怒りさえ覚えます。地名というのは、その地方歴史、文化の生きた所産・宝物です。 地名というのは文化遺産であるということどうか認識してください。	鳥羽新田地区の町名変更について、経緯等をご説明いたします。 鳥羽新田地区(面積19.4ha)は、平成5年12月15日の東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)として事業計画の決定以降、道路や公園などの公共施設の整備と不規則な従来の宅地を整然とした良好な市街地として一体的に整備を行うことで、防災性の向上や良好な住み良いまちづくりを行なってまいりました。 この区画整理事業は、地域のコミュニティを存続したままで、まちづくりが可能な事業手法となります。 本事業において、土地の区画を再編することから換地処分を行い、換地により新しい地番を付ける必要性があり、住所は必ず変更することになります。 そこで、換地処分に伴う住所変更にあたり、地元自治会と協議するなかで、対象地区内における住民説明会の開催及び住民へのアンケートを実施するよう要望がありました。 この要望に沿う形で、令和元年7月に地区内全住民を対象とした住民説明会を実施し、その中で住所変更の必要性等を説明の上、住民アンケートを実施しました。住民アンケート結果の中には、従来の町名である「鳥羽」を残すことを望む声もありましたが、見やすく分かりやすい住所に変更することを望む声もあり、最終的には、令和2年3月9日付で地元自治会から、新町名は「沢野3丁目」及び「沢野南町1～3丁目」に町名変更することを要望する旨の要望書の提出があったことから、所定の手続きを経て、町名変更を実施しました。 このように、鳥羽新田地区の町名変更にあたっては、市が単独で進めたものではなく、実際に住んでおられる地域住民の方のご意見やご要望を尊重しながら進めさせていただいておりますので、本件につきましては、ご理解賜りますようお願いいたします。 《お問い合わせ先》 【町名変更に関すること】 明石市役所都市総務課 TEL:078-918-5037 【換地処分に関すること】 明石市役所区画整理課 TEL:078-918-5038	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
144	令和6年8月	ごみ、資源ごみの捨て方	ごみ捨て、資源ごみの処理についてです。会社勤めをしていた時、重量20kgまでの荷物を持つてはいけなくなっていました。明石市ではごみの処分に45リットルの袋となっていますが、検討された結果でしょうか。45リットルの袋に空き瓶を詰めたら、持てる人がいるのでしょうか。	明石市では、ごみ分別カレンダーなどで、「片手で持てる重さの物だけ(約5kg未満)を、中の見える無色またはブルー系で45リットルのポリ袋を使用し、口をしっかりとくっつけて出してください」と案内しております。また、5kg以上の物や45リットルの袋に入らない場合は粗大ごみとなります。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
145	令和6年8月	人丸前駅高架下の喫煙者	人丸前駅を出てすぐの高架下の道路で、夕方喫煙者が数名たむろしております。取り締まりなどを行うことはできますか。	本市では、兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、受動喫煙の防止に向けた取組を実施していますが、路上喫煙など屋外における喫煙に関しては原則規制の対象外となっているため、ご指摘の場所における喫煙者に対して取り締まりを行うことができない現状です。 ご指摘の時間に現地の状況を確認したところ、喫煙者は確認できませんでしたが、今後駐輪場のフェンスおよび山陽電鉄(株)にも協力を依頼し切符売り場付近に受動喫煙への配慮を促すポスターを設置する予定です。喫煙者のマナーが向上するよう継続的に啓発に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	あかし保健所健康推進課 /078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
146	令和6年8月	公園 花火の騒音について	夏休みになり、連日夜間に公園で花火をする人の騒音に迷惑しています。 常識的に楽しむ方がほとんどですが、中には夜間に大人数で大きな音が伴う花火をされる方、叫びながら公園内を走り回る子ども達で騒がしく、火の扱いにも危険を感じています。 市の条例では22時以降の花火のみ禁止されているようですが、住宅密集地の公園の花火に関してはもう少し周辺住宅へ配慮し、大人数での騒ぎ声や危険な行為を注意喚起したり、未就園児が寝ている時間帯の20時以降の大きな音が伴う花火の規制をすることはできませんか。	公園での花火については、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例により、公共の場所での午後10時から日の出までは禁止となっております。また、午後10時以前についても、手持ち花火などは使用可能ですが、大きな音の出る花火や打ち上げ花火など、周囲に危険が及ぶものや近隣住民の迷惑となる花火は、ご遠慮いただいております。さらに、夜間に大声で騒ぐことについても、迷惑行為となることから、注意看板を設置し啓発いたします。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 夜間の花火については、市民の静穏保持、安眠を守るため、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例により、公共の場所において夜間(午後10時から日の出までの時間)における花火を禁止しています。 しかし、音を発する打ち上げ花火等は、午後10時までであっても騒音となり周辺住民の皆様迷惑となることや不適切な使用により危険が伴う恐れがあります。そのため、本市では花火をする方が周辺環境に配慮していただけるよう、公共の場所における夜間花火の規制の周知や、近隣住民の迷惑とならないようマナーの啓発に努めています。 今後、花火の音等でお困りになった場合には、公共の場所を管理する部署にご連絡いただければ、改めて周知・啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 環境室環境総務課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 環境室環境総務課 /078-918-5029
147	令和6年9月	駅前の花壇について	明石駅南側の花壇を、通勤の際に見ては心を和ませています。 しかし、今朝がた花壇整備のボランティアさんの作業が我が目を疑うような惨状でした。弁当ガラやペットボトル等のゴミを水洗いし、廃棄袋に詰めるといった作業を黙々とこなされていました。明石には、ゴミを公共の場に捨てることを禁じる条例が無いのでしょうか。あるなら、警察官による見回りなどをお願いしたいと思います。市の顔とも言える駅前が、あんな惨憺たる姿というのは恥ずかしいです。	市では、明石駅を含めたJR各駅周辺を「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」で規定される散乱防止重点区域に指定し、委託業務により午前中2～3時間、毎日(元日を除く)清掃を行っております。 ご指摘の明石駅南側の花壇につきましても、委託業務の範囲に含めており、随時清掃を行っておりますが、近年マナーの悪い一部の方々によるごみの投棄が目立つようになり、市としても対応に苦慮しているところでございます。 今後も引き続き、駅前の清掃を行っていくとともに、ごみの散乱防止のための啓発を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
148	令和6年9月	近所のハイツから悪臭がする件について	南王子にあるハイツから小便のような悪臭がします。調べて対策していただきたいです。	悪臭の原因が住宅地内であれば民事上の問題となるため、市が介入することができません。一度、住宅管理会社へご相談いただきますようお願いいたします。 管理会社の調査の結果、原因が敷地外ということになれば、考えられる要因として、下水の詰まりや路上でのペット等による糞尿などがあげられます。その際は、改めて市担当課までご連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。 ◆下水の詰まりの相談 【担当課】下水道整備課 【電話番号】934－9623 ◆ペットによる糞尿被害の相談 【担当課】あかし動物センター 【電話番号】918－5797 ◆道路清掃の相談(市道) 【担当課】道路整備課 【電話番号】918－5034	市民相談室/078-918-5050
149	令和6年9月	自治会について	公営団地の自治会業務の委託は引き受けていただけるのでしょうか。	自治会は地縁に基づく組織で、より住みやすい地域にするため、住んでいる人達が自主的に、みなさんと協力して活動する組織となります。そのため、市が自治会の業務を引き受けることはありません。自治会の運営方法や活動内容についてご相談があれば、コミュニティ・生涯学習課までお問い合わせください。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
150	令和6年9月	野焼き	新しい多くの家が建ち、子供たちも増えているのに、なぜ野焼きを廃止しないのですか。ゴミを焼くのはダメで畑の草は良いとか意味が分かりません。毎日窓もあけられず洗濯物も干せず耐えるのみで、横が畑なのでいつかどこかの家が火事になるのではと怯えております。他の地域では野焼きが禁止されている所もあるのに、なぜこんなにも人口が増え続けている明石市では禁止にならないのか教えていただきたいです。	廃棄物処理について定めた『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、屋外でゴミを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。 そのため、明石市では上記法令に従って、家庭ゴミを燃やしているような場合はすぐに焼却を中止するよう指導していますが、例外的に焼却を認められるものについては、強制的にやめさせることはできないため、周辺に配慮して実施するようお願いしています。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課/078-918-5030
151	令和6年10月	人丸前駅付近高架下の喫煙者	前回の報告後、人丸前駅への受動喫煙防止ポスターの掲示は確認できたのですが、いまだに高架下で喫煙している人がおり、あまり効果が見られないように思えます。また、路肩にバイクを止めて喫煙している人もいるため、受動喫煙だけでなく通行の妨げも迷惑しています。両馬川旧跡裏の敷地内で喫煙している人もいましたが、これは不法侵入に当たらないのでしょうか。	ご指摘のあった両馬川敷地内への立ち入りが不法侵入に当たるかについては、公共用地であることから、不法侵入と断定するのは困難であると思われます。しかしながら、敷地内への立入に対する安全面や、付近通行者の受動喫煙の被害等も考慮し、敷地内への立入やこの場所での喫煙を控えて頂くように、啓発看板を設置させていただきます。	下水道室下水道整備課/078-934-9628

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
152	令和6年10月	歩きタバコについて	先日、ご年配の方の歩きタバコが危うく子どもに当たりそうになりました。明石は子育てをするにはとても素敵な場所だと思っていたのに、タバコのマナーはとても悪く残念でなりません。大久保駅前にある交番は何も注意してくれないのでしょうか。吸う人のマナーを守ってもらえるよう、全ての歩道を歩きタバコ禁止とし、罰則を作ってください。吸わないでと言っているわけではありません。子どもが多い地域なので、火傷や副流煙の影響も心配です。せめて明石駅や大久保駅周辺の喫煙所以外を、喫煙禁止区域に定めて頂きたいです。	明石市では条例に基づき、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域に指定しており、今回ご相談頂いている大久保駅周辺もこの区域の一つです。区域内ではたばこの吸い殻の散乱防止を目的として喫煙所を設けており、市職員が利用者の多い早朝の時間帯を中心に区域内を巡回し、路上でたばこを吸われている方に声掛けを行い、喫煙所を利用するよう促しています。 このような施策により主要駅周辺等の環境改善を図っておりますが、歩きタバコやたばこの煙を不快と感じられる方がおられる事も認識しており、より効果的な対策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。今後も、安全で快適な駅前環境の実現に取り組んでまいりますので何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
153	令和6年10月	持ち主に草刈りお願い	北隣の方の庭が、草刈りを何年もしてなくて草がぼうぼうです。西隣りも更地にされたのですが、今では2メートルの草に覆われています。これから風が強くなりタネが飛び、クモ、害虫が発生します。町内会に相談したら、役所に直接相談すべきと言われましたので、よろしくお願いします。	明石市では「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」において、現に使用されていない土地、いわゆる「空き地」については、所有者等に対し近隣住民の生活環境を害しないよう、繁茂した雑草を除去するなど、適正に管理することを求めています。 自宅を取り壊し、更地になった土地等については、条例上の「空き地」に該当するため、市から文書を送付するなど適正な管理を促すことも可能ですが、住居の庭の手入れなど、個人の所有物の管理については上記条例には該当せず、市で対応することができません。 近隣にお住まいの方同士で話し合い、自治会や地域の中で解決いただきますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
154	令和6年10月	秋祭りの騒音について	秋祭りのだんじりでの移動の際には太鼓・掛け声などの大きな音が発生します。時間がある程度夜になることは理解していますが、22時を過ぎてからも大きな音を出し移動しているのを見た時は驚愕しました。音が出る時間などは事前に連絡などはなかったですし、来年以降も同様の問題が続くのであれば秋祭りの実施に同意しかねます。市として、自治会に注意喚起していただけないでしょうか。	秋祭りは、各地域団体や神社等により実施されております。文化の継承と発展の役割があり、また地域コミュニティの活性化にもつながる行事であり、今後も継続していくにあたり、地域の方のご理解とご協力が必要であると考えております。 ご指摘の秋祭りについては、主催団体に連絡を取り、ご意見をお伝えさせていただきました。 何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
155	令和6年10月	真夜中のチャイムについて	真夜中に聞こえてくるチャイムが不気味なので、止めていただきたいです。他市より越して来て、移住初期は和坂、今は貴崎在住ですが、どちらにいても真夜中に聞こえてきます。まさかこんな時間に鳴るはずないだろうと自分の幻聴を疑いました。普通は学校などで日中の時間を知らせるチャイムが、真夜中の0時や3時になっても聞こえてくるのがすごく不気味で不快に感じます。学校のチャイムだとすれば、設備で鳴る時間を設定できるはずですので、対応を考えていただけたらと思います。	お問い合わせいただきました件に関しまして、近隣の学校及び幼稚園に聞き取りを行いました。真夜中にチャイムが鳴っているという事実は確認できませんでした。 また、チャイムは学校活動の時間割に沿って設定しており、その他の時間に鳴る設定はしておりません。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
156	令和6年10月	受動喫煙について	西江井ヶ島駅を利用している高校生です。毎日、駅前の喫煙者から受動喫煙を強いられています。タバコ店前に灰皿があり、多くの人がそこで喫煙をしています。しかし、灰皿の周りには壁などもなく、煙が駅の改札周辺に充満しています。駅には改札がひとつしかなく、また、県道側から駅を利用しに来る人全員が灰皿の前を通らざるをえない状態です。兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」には「その他、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所(1)通学時間帯における通学路」での喫煙を禁止すると書かれています。駅前は通学路であり、多くの人を利用する場所です。現在の西江井ヶ島駅前の状態は兵庫県の条例に違反しています。張り紙も設置してありますが効果は見られません。駅利用者に煙が行かないような喫煙所を設置する、条例違反者に違反しないような罰則または通学時間帯での指導を行う、等の具体的な効果のある対応を迅速にしていきたいと思いますようお願いします。	西江井ヶ島駅における受動喫煙に関しては、以前から他にもお問い合わせをいただいている状況であり、啓発ポスターの掲示やご指摘の店舗における灰皿の数を減らしていただく等の対応をしてきたところです。教育委員会に確認したところ、西江井ヶ島駅前の道路については通学路に該当しないとのことなので、兵庫県の条例に基づく通学時間帯における喫煙の規制は行えないのが現状ですが、今回の問い合わせを受け、通学時間帯(7:15～8:30)における駅前での喫煙者(約30名)に対してチラシを配布し、喫煙の際に周囲への配慮をお願いしました。また、店舗に対しても今回配布したチラシを灰皿付近へ掲示いただくよう依頼しています。今後も定期的に現地での呼びかけ等、喫煙者のマナー向上に向けた取組を実施してまいりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
157	令和6年10月	スズメバチの駆除で市に問い合わせた結果	スズメバチの巣が軒先に作られ、駆除をどこにお願いしたら良いか悩み市に問い合わせると、兵庫県ベストコントロール協会の情報提供を受けました。料金の説明を受けましたが、見積もりだけでも5,000円かかる。休日はプラス5,000円とあまりにも高額でした。駆除した後に追加料金を請求されるのではないかと不安になり、つてを頼って、駆除が無事にできました。兵庫県ベストコントロール協会の料金の半額以下でした。市民からの問い合わせには、安心できる案内をしていただきたいと思います。	ご意見をいただきました「スズメバチの駆除で市に問い合わせた結果」につきまして、市で特定の駆除業者をご紹介することは業者斡旋につながることを行うことができません。そのため、厚生労働省・環境省所管の法人であり、兵庫県の認可団体である「兵庫県ベストコントロール協会」をご案内しております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
158	令和6年11月	ゴミの分別について	不燃ごみの日に、ゴミ袋を開けて取り出ししている方をたまに見かけます。朝の暗いなか車から降りてゴミを広げたり、皆が出すのを待ってゆっくり車で待っていたりと、気味悪く感じます。	当市では、持ち去りが禁止された対象の物を、ごみステーションから持ち去る行為を条例で禁止しています。また、ごみの持ち去り行為を防止するため、職員による巡回/パトロールを平成30年4月より実施しており、ごみステーションでの持ち去り行為を発見次第、注意勧告を行っているところです。しかしながら、約4400か所あるごみステーションを1日で全て巡回することは難しく、限られた人数・車両で順次、市内を巡回しているのが現状です。なお、持ち去り行為を発見した場合は、(日時・場所・品物・車種・車両ナンバー・違反行為者の特徴・人数など)分かる範囲で結構ですのでご連絡ください。危険(トラブルや事故)を伴いますので、その場での直接注意や、無理な車両の制止などは避けてください。今後も、明石警察署とも連携しながら、パトロール等行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課/078-918-5780
159	令和6年11月	相生町周辺での夜間における移動販売について	深夜12時半頃、石焼き芋の移動販売が拡声器を用いて大音量で販売していました。頻度は一ヶ月に一回未満ですが、以前にも何度か深夜に大音量での販売を行っており、非常に迷惑です。	市としては、強制的な指導の可否に関わらず、移動販売の事業者に対し、拡声機の音量を下げることや、営業時間の変更等、周辺への配慮を求めたいと考えますが、現在は販売の頻度も低く、業者を特定することが難しい状況です。事業者を特定できる何らかの情報(事業者名(店舗の名前)、電話番号、等)が確認できるようであれば、下記担当課までご連絡ください。 明石市環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分から17時00分	環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
160	令和6年11月	明石公園のイベントの際の音響の大きさ	イベント内容にもよりますが、先日のイベントの音響が地響きと音量が大きく、近隣の鉄骨住宅住まいでも重低音が鳴り響いていました。子供がおり昼寝も気になりますので、音量の制限をかけるなりしていただけないでしょうか。イベントの際の音量が近隣に響かない様、指導をお願いします。	お問い合わせの明石公園は、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会が管理していますので、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会に情報提供させていただきます。 ご不明な点がございましたら(財)兵庫県園芸・公園協会Tel912-7600までお願いします。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
161	令和6年11月	大久保駅南側の鳥害について	大久保駅南側の街路樹に、夜になると多くのムクドリがやって来て止まっています。鳴き声もすごく 糞も落とすので、衛生面等が心配です。殺傷などの鳥を傷付ける行為は法律などが関係していて難しいかと思うのですが、寄せ付けないようににはできないのでしょうか。姫路市では駅前の樹木に設置した機械から音を鳴らし、鳥害対策を行っており改善もされていますので、是非とも対策を検討いただきたいです。	歩道上の鳥の糞につきましては、歩行者が不快に感じないように路面清掃に努めてまいります。また、街路樹に鳥を寄せ付けないように樹形を考慮しながら街路樹の剪定を行ってまいります。 このたび、いただきました鳥害対策の提案につきましては、貴重なご意見としてありがたく承っております。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
162	令和6年11月	公害	住宅地に隣接する畑で野焼きをされています。 煙が凄くて服に臭いが付き、息がし辛く健康被害が出ないか心配です。 どうにかならないでしょうか。	廃棄物処理について定めた『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、屋外でごみを焼却することは禁止されています。 そのため、明石市では上記法令に従い、家庭ごみを燃やしているような場合はすぐに焼却を中止するよう指導しています。 ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。この場合は、強制的にやめさせることはできないため、周辺に配慮して実施するようお願いしています。 違法行為であるかを判断するためには、焼却中の現場を確認する必要がありますので、燃やしている場面を見かけた際に下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 【環境保全課 連絡先 078-918-5030 執務時間 8:30～17:00】	環境室環境保全課 /078-918-5030
163	令和6年11月	明石市所有山林の枯れ木対策	大久保山手台の明石市の山林で、一部樹木が枯れかかっています。 過去にも民家近くの枯れ木が折れたことがありますので、民家近くの木だけでも対策をお願いします。	現地確認を実施したところ、枯木を発見しましたが、神戸市の山林であることから、神戸市へ情報提供いたしました。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
164	令和6年11月	明石駅での喫煙	明石駅のバス停は喫煙可なのでしょうか。バスの待ち合い場所で平気で喫煙される方が多く、妊娠中で悪阻の身には、副流煙と匂いがしんどいです。京都の様に、路上喫煙者やマナーの無い喫煙者には罰金をとるなど徹底的に取り締まっていただきたいです。	明石市では条例に基づき、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域に指定しており、今回ご相談頂いているJR明石駅周辺もこの区域の一つです。区域内ではたばこの吸い殻の散乱防止を目的として喫煙所を設けており、市職員が利用者の多い早朝の時間帯を中心に区域内を巡回し、路上でたばこを吸われている方に声掛けを行い、喫煙所を利用するよう促しています。 このような施策により主要駅周辺等の環境改善を図っておりますが、歩きタバコやたばこの煙を不快と感じられる方がおられる事も認識しており、より効果的な対策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。今後も、安全で快適な駅前環境の実現に取り組んでまいりますので何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 環境室環境保全課 本市では望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法及び兵庫県『受動喫煙の防止等に関する条例』に基づき、受動喫煙の防止に向けた取組を実施していますが、屋外における路上喫煙については原則規制の対象外となっているため、喫煙者の取り締まりは行えないのが現状です。 ただし、喫煙者には喫煙の際に望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮することが法律上義務付けられています。喫煙者のマナー向上に向けた取組を今後も検討してまいりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 あかし保健所健康推進課	環境室環境保全課 /078-918-5030 あかし保健所健康推進課 /078-918-5657
165	令和6年12月	有機フッ素化合物PFAS(ピーファス)	最近話題になっている有機フッ素化合物PFAS(ピーファス)ですが、明石市は「報告なし」とはどういう事ですか。明石市内でも地域によって浄化方法が違うという事も不満です。水は命に関わります。市内一律に安心して飲める水をお願いします。	本市では3か所の浄水場で水道水を作り4か所の配水場から配水しています。 3か所の浄水場は水源の構成が異なっており、それぞれ最適な浄水処理を行っています。 明石市内でも地域によって浄水処理が異なるのはこのためです。 4か所の配水場から送り出された水道水について、PFASに関する水質検査は年4回実施しています。 検査結果は、水道法に基づいて、市HP 「https://www.city.akashi.lg.jp/suidou/s_jousui_ka/suishitukensakekka.html」で公開しています。 お住まいの地域は、魚住浄水場系(二見浄化センター)が該当します。 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の直近の検査結果は、0.000006mg/Lであり、暫定目標値である0.000050mg/Lをクリアしています。 また、国からの調査についても随時報告しており、その結果は下記にて公開されています。 国交省「水道事業者等によるこれまでのPFOS 及びPFOA 対応事例について」 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf 国交省「水道におけるPFOS 及びPFOA に関する調査の結果について(水道事業及び水道用水供給事業分)」 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00045.html	浄水担当/078-918-5068

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
166	令和6年12月	PFASについて	明石市の水は安心だと言われていましたが、市としては何か対策はあるのですか。	水道局としての対策は「水道水における有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の低減対策について」として URL: https://www.city.akashi.lg.jp/suidou/s_jousui_ka/yuki.html にて公開しています。	浄水担当/078-918-5068
167	令和6年12月	ゴミの件は改善されているように思えません	明石市のポイ捨てのご意見を何度か拝見していますが、明石市の回答は、「ポイ捨て防止のための看板やポスターの設置、地域イベントでの啓発活動を強化する」ことを挙げられ、ご理解くださいと言われておりました。その後、意見から半年経過していますが、全く変わっていないように思います。 ポスターや啓発看板で抑止していると記載がありましたが、そんなもので抑止になると本気で思われてますか。モラルが低い方が少なくならないのであれば、厳しい方法を挙げていただかないと解決にはいたしません。他の市町でやっていないことを明石市が率先して、罰則など作っていただきたいです。	明石市内各地域コミュニティでは、きれいで住みよい街にするために一斉清掃等の取組をされており、明石市では、ポイ捨ての防止等を促す啓発看板を作成し、要望に応じて配布するなど、地域の取り組みの支援を行っております。 地域の美化は、個人のモラルやマナーを基に、地域の取り組みによって維持いただきたいと考えており、規制等を設けて抑止するようなことは致しませんが、引き続き地域への支援を行っていくのと同時に、市民のみなさまのモラルやマナー向上を目指し、より効果的な啓発を検討、実施してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
168	令和6年12月	自宅門柱、電柱への犬の尿害	自宅門柱とガレージ横の電柱に対し、散歩中の犬の尿害が頻繁に行われています。忌避剤、注意喚起のシールの掲示等、対策をしていますが改善しません。 対象者を特定できず、防犯カメラの設置を検討していますが毎回の清掃や機器設置の負担に対し、納得し難い状況です。 電柱等に掲示されている注意喚起の看板を提供いただけませんか。また、可能な処置についてご教示願います。	ご質問の啓発看板の提供については、ふん害防止看板はありますが、尿についての看板はなく、ご要望にお応じてセンターで作成した簡易的な掲示物を提供することは可能です。 また、対応につきましては、あかし動物センターでは、飼い主が判明している場合は、飼い主に直接お会いして、マナーを守られていないと見受けられた場合は、適切な指導を行っています。 飼い主が不特定な場合は、公用車での広報や、自治会で啓発チラシを回覧してもらうなどマナー啓発を行っています。 この問題を解決するには、地域の環境問題として捉えることが大切です。 飼い主のみなさまのモラルやマナー向上を目指し、より効果的な啓発を検討、実施してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
169	令和7年1月	ゴミ収集業者に指導 をお願いします	当マンションのゴミ集積所に、他の場所からのゴミを収集業者が無断で捨てていました。収集車が一台しかないので仕方なくこの場所に置いたとのことですが、明石市に連絡を入れると、同社の車がすぐに4台も集まり処分したようです。管理人にも説明なしにそのようなことをされる業者はいかがなものか。広いゴミ集積所なのでたくさんのゴミを捨てれるのを知っているようで、今回が初めてではないように思われます。 大きなゴミ収集車が何度も出入りするの危険なので注意していただきたいです。	この度は、明石市の委託事業者が住民の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。再発防止に向け次のとおり対応しましたので、ご説明させていただきます。 【指導】 ・電話にて厳重注意。 ・翌日、明石クリーンセンターまで呼び出しを行い、ステーション等での積み替えは今後、一切行わないように厳重注意。 ・再発防止に向けた改善、社内周知、顛末書の提出を求め、適切な回収方法を徹底するように指導を行いました。 【備考】 ・マンション管理人に対しても、業者への指導内容を説明、謝罪。 ・他業者に対しても注意喚起を実施予定。 以上がご説明となります。この度は大変申し訳ございませんでした。改めてお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ＜資源循環課 リサイクル係＞	環境室資源循環課 /078-918-5794
170	令和7年1月	喫煙所について	明石市内のJR各駅前の公設喫煙所を閉鎖型タイプの喫煙所にし、かつ明石市内の山陽電鉄各駅前にも公設喫煙所を設置してほしいです。また、女性が安心して利用できるよう、女性専用喫煙所も設置していただきたいです。 また、市の職員による喫煙所の巡回も徹底し、もし未成年と思われる人物が喫煙をしている光景を見かけた場合は身分証明書で年齢を確認し、未成年の場合は直ちに警察へ通報していただきたいです。身分証明書をお持ちでない人に関しては、20歳以上であってもその場で喫煙をお断りして、直ちに喫煙所から退場する措置を取っていただきたいです。	喫煙所の設置には、初期投資だけでなく維持管理にも多額の経費を要するため、設置数、場所の選定、施設の構造、大きさ等、様々な観点から十分な検討を行い、平成25年のJR明石駅周辺への設置を皮切りに、他の主要駅周辺にも順次拡大してきました。 設置後も市民のみならず様々なご意見をいただき、限られた予算の中、移設、改修、統合等の対応を行ってきたことにより、現在は多くの市民に寄り添った施設となっていると考えています。 この度の意見をはじめとし、今後も市民の声を聞きながら、より満足して頂ける施設となるよう検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
171	令和7年1月	ゴミ捨てルールについて	マンションの左前方にあるゴミステーションですが、毎週火、金曜日の燃えるゴミの日の前日夜に出す人が多く、ほぼ毎週、ステーションの1/3ほどにゴミが置かれた状態です。 ゴミの散乱、匂いも気になりますので、対応をお願いします。	マンションの左前方にあるごみ置場とのことですが、集合住宅のごみ置場か、近隣にある道路上のごみ置場か特定することができません。 ごみ置場の管理の主体は利用者や地元自治会、集合住宅の場合は物件の管理者ですが、詳しい状況や場所をお聞かせいただければ、対策を行える可能性がありますので、収集事業課までご連絡ください。以上、よろしくお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
172	令和7年1月	マイナンバーを活用した戸籍謄本のコンビニ交付導入に関する要望・質問	現在、私は海外に居住しておりますが、本籍地を明石市内に置いています。そこで、下記の点につき要望および質問を申し上げます。 1.コンビニでの戸籍謄本取得についての要望 遠方(海外)から戸籍謄本を取り寄せるには郵送手続き等が必要であり、手間と時間がかかります。もしコンビニでのマイナンバーカードによる交付サービスが導入されれば、帰国時に取得できるなど、元市民や現在海外に在住する方々にとっても非常に助かると思います。市民の利便性向上という観点から、ぜひ導入をご検討いただきたく要望いたします。 2.現在利用できない理由についての質問 他の自治体では既にマイナンバーカードによるコンビニ交付サービスが広く利用されていると承知しております。明石市において本サービスが現時点で利用できない理由について、具体的にどのような課題や障害があるのか、ご教示いただけますでしょうか。 3.今後導入の予定の有無、また導入しない場合の理由についての質問 将来的に本サービスの導入を検討されているかどうか、その予定や時期をお知らせいただきたいと存じます。もし導入しないご方針の場合、その理由や背景についてもご説明いただけましたら幸いです。デジタル化推進の一環として、コンビニ交付サービスは市民サービスの向上に寄与するものと思いますので、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。	ご指摘いただきましたとおり、コンビニ交付サービスで戸籍証明書を取得することができず、お手数おかけして申し訳ございません。戸籍証明書につきましては、これまでは本籍地の市区町村窓口でしか取得することができませんでしたが、法改正により、令和6年3月1日から全国どこの市区町村窓口でも取得(現存の戸籍も過去の除かれた戸籍も取得できます)できるようになり、利便性が向上しているとともに、戸籍情報が連携されるようになったことで、今後、行政手続きだけでなく、様々な手続きにおいて、順次、戸籍証明書の添付が不要になる予定でございます。 戸籍証明書のコンビニ交付サービスにつきましては、現存の戸籍のみの発行となり、過去の除かれた戸籍は発行できない仕組みとなっており、利用できる時間も平日の日中に限定され、システム運用にも多くの費用が必要となります。 これまでもいろいろ検討してまいりましたが、戸籍証明書のコンビニ交付サービスにつきましては、一定の効果が考えられるものの、現在、全国どこの市区町村窓口でも取得することができるようになり、これまでよりも利便性が向上していること、コンビニ交付サービスでは取得できる戸籍証明書と利用時間が限定されていること、今後、戸籍証明書の取得の機会の減少が見込まれること、システムの運用にも多くの費用がかかるなど、総合的に判断して、導入を見送っている状況でございます。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
173	令和7年1月	タバコについて	駅前に限らず、明石市全体で路上喫煙、歩き煙草、吸い殻のポイ捨てがひどいです。看板に路上喫煙・ポイ捨て禁止を書いても繰り返す人は見えないし、何も伝わっていません。先日、歩き煙草されている男性が、吸殻をポイッと道路に捨て、自宅であろう家に入っていました。自宅で吸うならまだしも他人の建物付近で吸い、吸い殻をポイ捨てするような人がいる市はきちんと厳しく取り締まるべきだと思います。明石市内どこに行ってもゴミが落ちていて、煙草・ゴミのポイ捨てを容認している市なのかと疑うレベルです。捨てさせないように罰則を作ってください。それぐらいしないと何にも変わりません。もっと真剣に取り組んでください。	明石市では、市内JR各駅周辺などゴミの散乱を特に防止する必要があると認める区域を「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき散乱防止重点区域に指定し、委託事業者による清掃業務やボランティア団体による清掃等を行うなど駅前環境美化に努めるとともに、一部の区域内に喫煙所を設置し、声掛けや啓発看板等により喫煙者を喫煙所へ誘導しております。 また、明石市内各地域コミュニティでは、きれいで住みよい街にするために一斉清掃等の取組をされており、明石市では、ポイ捨ての防止等を促す啓発看板を作成し、要望に応じて配布するなど、地域の取り組みの支援を行っております。 地域の美化については個人のモラルやマナーを基に、地域の取り組みによって維持いただきたいと考えており、規制等を設けて抑止するようなことは致しませんが、引き続き指定区域の重点的な対策及び地域への支援を行っていくのと同時に、市民のみなさまのモラルやマナー向上を目指し、より効果的な啓発を検討、実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
174	令和7年1月	公園や付近での喫煙について	子どもたちが目の前で遊んでいるにも関わらず、魚住の親水公園でタバコを吸ってる人を多く見かけます。タバコの匂いがくるので、子どもたちも間違いなく副流煙を浴びていると思います。禁煙であるということがわかる大きめの看板やポスターを貼っていただけないでしょうか。タバコの煙には害があるということも書いていただきたいです。できるなら親水公園だけではなく、市内の管理されている公園全部に設置していただきたいです。	市が管理する公園は、令和2年4月1日より全面禁煙となっており、中尾親水公園については、利用者が多いことなどから、安心して公園を利用できるよう、「公園内全面禁煙」の看板を設置し啓発してまいります。 また、中尾親水公園以外の公園につきましても状況に応じて「公園内全面禁煙」看板の設置を行っております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
175	令和7年1月	西明石駅北側にお住いの方から。	西明石駅北側に住んでる年配の方が、何をするにもJRを越えて南に行かないと生活できないとお話されていました。特にスーパーは線路を越えないとなく、自宅から遠すぎるとのこと。老人の集まりも線路を越えて南に行かないとやっていないそうで、北側でも老人向けのサロンやイベントとかはやってないのでしょうか。歩くのも自転車も大変、車は不便と言っていました。生鮮スーパーの誘致などをお願いします。	スーパーなどの店舗の出店につきましては、民間事業者が行う事業となりますので、市の裁量の及ぶ範囲ではございません。 このような地域課題の解決を図ることを目的に、明石市ではSDGsの推進に関する包括連携協定を「生活協同組合コープこうべ」と締結しています。協定では、地域の安全・安心、防災・減災、子育て支援、高齢者支援など、8つの分野で互いに連携・協働することとしており、コープこうべでは、高齢者支援のひとつとして食材の宅配サービス事業を実施しております。他の民間事業者においても同様のサービスはございますので、ご利用を検討されてはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。 市民相談室 当市では、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止し、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるようにするとともに、高齢者同士の地域における支え合いを促進させるため、高齢者等が自由に集い、交流することができる居場所を運営する取組に対し、その経費を一部補助しています。 各居場所の会場等については当市のホームページに掲載しております。以下のURLを参考に、詳しく知りたい居場所がありましたら、共生社会づくり担当(TEL078-918-5292)までお問い合わせください。 「令和6年度シニア活動応援事業活動団体一覧」 https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/documents/20240605-kouhudanntaitirann.pdf また、住民の皆さんが主体となって定期的に体操を実施するグループ(自主グループ)に、体操指導や体力測定等、活動を継続するための支援も行っており、グループでは、テレビの映像を観ながらみんなで体操を行い、集会所にテレビがないグループは、CDを聞いて体操をしています。 体操が終わった後に、茶話会や手芸、輪投げなどの趣味活動をしているグループもありますので、以下のURLを参考に、詳しく知りたいグループがありましたら、地域総合支援担当(TEL078-918-5289)までお問い合わせください。 「明石市自主グループ活動一覧(東部版)」 https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/documents/jouhou-koukai-east.pdf 地域共生社会室共生社会づくり担当	市民相談室/078-918-5050 地域共生社会室共生社会づくり担当/078-918-5292
176	令和7年2月	明石市役所裏ベランダ	先日ベランダに行った際、釣りをしている人は皆タバコを吸っておらず、よく見ると柵の所に『禁煙』の文字がありました。マナーの悪い人がいるからかと思いますが、せめて小さい喫煙場所を作って頂くか、トイレ横に灰皿を置いてもらえたらと思います。ご検討のほどよろしくお願いします。	市役所南側の中崎ベランダにつきましては、受動喫煙の防止等に関する条例に基づき規制している近隣の大蔵海岸公園と同じように多くの釣り利用があることから、施設管理上、公園ではございませんが同様の規制をしているところです。 このため、灰皿を設置するといった喫煙場所を設けることは難しい状況です。 本市としましても、みなさまに気持ち良く施設を利用して頂けるよう、引き続き維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	[[旧]道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
177	令和7年2月	ポイ捨てを目撃したらどうしたらいいですか？	家を出たら、原付バイクに乗った男性がフラフラと運転し、すぐ近くで買ったと思われるおにぎりの包み紙をポイ捨てするのを目撃しました。捨てたのを見て声を出した時にはスピードを上げ逃げるように行ってしまったため、証拠の写真も撮れず、ただただ悔しいばかりでした。なぜ私の自宅前にゴミを捨てられないといけないのでしょうか。こういう行為を見かけた場合は、警察に通報か、明石市に電話か、どうしたらよいのでしょうか。掲載されているのをいくつも見ますが、いつもご理解ください、ご了承下さいとばかりで、捨てる人を特定するつもりがあるのかないのかも教えてほしいです。心無い人のゴミをわざわざ拾わなきゃいけない市民のことも考えて欲しいです。	明石市では、きれいで住みよいまちづくりを目指し、人が多く集まる市内主要駅周辺等については散乱防止重点区域に指定し、業務委託による清掃やボランティア団体等への活動支援により、環境美化に努めておりますが、ポイ捨て行為抑止のために市域全体の見回りを行うことや、ごみを捨てた人を特定することは現実的ではありません。 市内の美化については、新たな規制等を設けるのではなく、個人のモラルやマナーを基に、地域の取り組みによって維持されることが基本であると考えており、市で作成した啓発看板を希望する自治会等に配布するなど、地域美化の支援を行っております。 お問い合わせのような行為については、軽犯罪法や廃棄物処理法に抵触する可能性がありますので、警察に通報をお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
178	令和7年2月	犬の糞の後始末	西二見駅からイトーヨーカドー線路沿いの歩道、二見中学校の周りで、犬の糞の始末が悪く、糞だらけで歩けません。子供達の通学路でもあるのでどうにかなりませんか。	明石市では、条例に基づき、飼い犬のふんの放置を禁止しています。 あかし動物センターでは、犬のふん害防止看板の配付や回覧の作成、広報車によるパトロール等、犬の飼い主に対して啓発活動を行っています。 また、ふんを放置する犬の飼い主が判明している場合は、飼い主に直接お会いして、適切な指導を行っています。 犬のふんの放置の多い地域については地域の環境問題として捉え自治会等と連携を図りながら、見張る目を持っていただくことが必要と考えています。 そのため、自治会等から申請いただければ犬のふん放置禁止看板等を配付しました啓発チラシ回覧で犬の飼い主にモラルやマナー向上について、周知していただきます。 ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室あかし動物センター /078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
179	令和7年2月	PFASについて	明石ではPFASについて、検査をするとか、具体的な答えが出ていません。傷病者の私は明石での生活が不安です。何を根拠に大丈夫なのか教えてください。	PFAS血液検査についてお答えいたします。 PFASの代表物質であるPFOS、PFOAによる人の健康への影響として、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては明らかになっておらず、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難であるとの見解が国から示されております。市としては、国に対してPFOS、PFOAの科学的評価を基にした健康への影響に関する検討結果や評価について国民に対して明確に分かりやすく情報発信し、国民の安全・安心に資する対策を明らかにし、不安の払拭に努めるよう要望しております。 あかし保健所健康推進課 明石市では、明石市内の河川(明石川と谷八木川)や地下水において、PFASの測定を行っています。 また、明石川のPFAS汚染の原因は上流の神戸市域にあるため、神戸市と定期的に情報交換を行い、汚染源の特定を依頼していますが、まだ、汚染源の特定に至っていません。 また、PFASは基準値が設定されていないため、神戸市は強制力を持った規制をすることはできないため、汚染源であると思われる事業所に対して任意で対応を依頼しているところです。 そのため、国に対して、PFASに関する環境基準値の設定や、調査・対策にかかる費用の助成を要望しているところです。 環境室環境保全課	あかし保健所健康推進課/078-918-5657 環境室環境保全課/078-918-5030
180	令和7年2月	タバコのポイ捨て、柵の破損	自宅裏の用水路にタバコが大量にポイ捨てされていました。年末には自宅前の道路にも同様にポイ捨てされており、とても不快なので自分で拾いましたがどうにかならないものでしょうか。注意喚起だけでは絶対解決しないと思います。こどもも多く住んでいる地域です。やけどや火事など、実害があつては大変困ります。泥棒等の下見の可能性もありますので、警察とも十分に連携をとって対策してほしいです。 また、同じ場所の用水路の柵が破損してグラグラしています。修理をお願いします。	明石市では、人が多く集まる市内主要駅周辺など、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域に指定しており、業務委託による清掃やボランティア団体等への活動支援により、環境美化に努めております。 タバコのポイ捨てについては、重点区域内での吸い殻散乱防止を目的とした喫煙所を設け、市職員が利用者の多い早朝の時間帯を中心に区域内を巡回し喫煙所を利用するよう促すなど、対策を講じておりますが、地域の美化については、個人のモラルやマナーを基に、地域の取り組みによって維持いただきたいと考えており、市で作成した啓発看板を希望する自治会等に配布するなどの支援を行っております。 お問い合わせのような行為については、軽犯罪法や廃棄物処理法に抵触する可能性がありますので、直接警察にご相談頂くようお願いいたします。 環境室環境保全課 ご意見いただいた「柵の破損について」ですが、柵のグラつきを確認しましたので補修を行います。工事の際は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 道路安全室道路整備課	環境室環境保全課/078-918-5030 道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
181	令和7年2月	駅近くの自動車関係店舗について	駅近くの自動車関係店舗の、路上駐車と空ぶかしに迷惑しています。最近は、路上駐車が少し無くなったと思いきや、休日の他店舗駐車場に停めているようで改善していないように思えます。	工場や事業場、建設工事等の現場などから発生する騒音については、騒音規制法や兵庫県の環境の保全と創造に関する条例において、著しい騒音を発生する施設(特定施設)や著しい騒音を発生する作業(特定建設作業)として定められたものに対して規制される仕組みとなっており、当課で指導等を行っております。 今回お問い合わせのありました、自動車の空ぶかしについては特定施設や特定建設作業には該当しませんが、当課で店舗を訪問し、近隣住民から苦情が入っている旨を伝え、対応をお願いしています。 また、路上駐車や自動車の排気ガスについても、当課では規制する事ができません。路上駐車については、警察へ、駐車場への無断駐車については、管理者へご相談いただくようお願いいたします。 その他、何かご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。よろしくお願いいたします。 明石市環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分から17時00分 ご指摘の箇所は県道であるため、いただいた内容を県道管理者である兵庫県 東播磨県民局 加古川土木事務所と、駐車と騒音に関して明石警察署にお伝えします。 また、地元のまちづくり協議会、自治会にお伝えしておきます。 道路安全室道路総務課	環境室環境保全課 /078-918-5030 道路安全室道路総務課 /078-918-5031
182	令和7年2月	ゴミ集積所近隣住民への配慮	ごみの匂いや虫に困った近隣住民の要望で、ゴミ集積所がなくなるなど、集積所が減ることに危機感があります。市として、自宅近隣にゴミ集積所を設置してもいいと思えるような対策をして頂けませんか。	ゴミ置場の管理は、自治会や町内会など、利用者の方々で行っていただいております。同様にゴミ置場の設置や廃止についても、事前に利用者間で調整して決めていただいております。 自治会長などの代表者から連絡いただければ、個別にご相談に乗らせていただきますので、まずは地元自治会等で、よく話し合ってくださいようお願いします。 また、ごみ出しマナーのチラシ作成など、ゴミ置場の運用における啓発についても、自治会長などからご相談いただければ、積極的に協力させていただきます。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
183	令和7年3月	西明石駅近隣のポイ捨てゴミについて	小さい子どもを連れ、西明石駅へ電車を見に行った時のことです。駅周辺の駐車場から歩いていると、道端にタバコの吸い殻や中身の入ったペットボトルなどが散乱していました。街の美化は大切なことだと思いますので、対策していただけると幸いです。	明石市では「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域に指定しており、業務委託による清掃を実施するとともに、ボランティア団体等への活動支援を行うなど、環境美化に努めております。西明石駅周辺もこの区域の一つとしており、業務委託による清掃は、元日を除いて毎日2～3時間実施しているところですが、いまだ散乱ごみを投棄する方はあとを絶たず、ご指摘のような状況が発生することもあると認識しております。今後も駅前美化を推進するため、より効果的な対策を検討、実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
184	令和7年3月	明石市のゴミやポイ捨ての問題についてお聞きしたいです。	明石市のポイ捨てNGというポスターが掲示されているのをいくつか目にすることがありますが、そのポスターの真横に大量の煙草の吸殻やゴミが意図的に捨てられていました。同じ明石市に住んでいるものとして恥だし、すごく残念に思います。毎月のようにゴミの件で問い合わせがありますが、市の職員さんは、その現場を実際に確認したり、ポスター掲示を増やしたりされているのでしょうか。改善は見られず、とてもじゃないですが住みよいとは思えません。また、川を通るたびに下水のひどい臭いがして気分が悪くなります。環境にも悪影響なので、今よりももっと住民が住みよい街になるように対策してほしいです。	明石市ではきれいで住みよいまちづくりを目指すため「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定しています。条例では、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を「散乱防止重点区域」として指定することができるとされており、人が多く集まる市内主要駅周辺等をこの区域に指定しています。散乱防止重点区域では、路面シールや看板等で区域の説明、範囲を明示するとともに、ごみの散乱防止のための注意喚起を行っています。また、タバコのポイ捨ての防止を目的として、一部の区域内に喫煙所を設置し、市職員が状況に応じていずれかの区域を毎日巡回し、喫煙所の利用を促すなど、啓発活動を行っています。散乱防止重点区域を除く地域の美化については、個人のモラルやマナーを基に、地域の取り組みによって維持されることが基本であると考えており、市で作成した啓発看板を希望する自治会等に配布するなどの支援を行っていますが、常に市内全域を巡回することは現実的ではなく、実施はしておりません。まちの美化に関するお問い合わせがあった際には、場所が確認できるものについては原則現地へ赴き状況を確認することとしており、散乱防止重点区域については場所等の制限はあるものの、必要に応じて路面シールや看板等を増設していますが、他の地域については市が直接看板等を設置・管理することは難しく、増設に関しては地域からの要望をお待ちしている状況です。引き続き散乱防止重点区域の対策及び地域への支援を行っていくのと同時に、市民のみなさまのモラルやマナー向上を目指し、より効果的な対策を実施、検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
185	令和7年3月	自治会の隣保町について	先日次の隣保長を頼まれましたが、高齢による身体の衰えと町会費等の金銭を扱うのでトラブルになる可能性もあり、お断りさせて頂きたいとお願いました。町会長からは隣保長は順番性(強制)になっており例外は認められないとの事で無理なら自治会を脱会して頂くと言われました。他県の自治会では強制ではなかったように思いますが、明石市は強制なのですか。お手数ですがご指導をお願いいたします。	自治会は、地域に住んでいるみなさまによって自主的に運営いただいている組織であり、加入や活動への参加についても基本的には任意となっています。自治会内の役員や役割の決め方を含め、その運営や活動については、各自治会のみなさまで話し合い、協力の上行われています。高齢や個人の事情により活動が難しい場合は、自治会の方と話し合いをし、双方納得の上、活動にご参加いただくことが望ましいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	市民協働推進室コミュ ニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
186	令和7年3月	バス停「国道西新町」付近の喫煙所について	バス停「国道西新町」近くに喫煙処があるのですが、仕切りや換気扇等が何も無いのでその煙がバス停まで流れ込み、アレルギー症状が出て困っています。喫煙所自体は否定しませんが、バス停という誰もが利用する公共の場所からは離して設置するか、もしくは煙が流れてこない設備を設置してほしいです。ご検討よろしくお願いします。	ご指摘の「喫煙処」につきましては、明石市が設置している喫煙所ではなく、施設管理者がその敷地内に設置しているものであり、ご提案いただいております要望について、明石市として直接的な対応を行うことはできないことから、施設管理者に対してご意見がある旨の申し入れを行いました。その中で、バス停から一番近くにある自動販売機横の灰皿を移動してもらうことと、保健所が作成している喫煙者に対して周囲への配慮を啓発するポスターの掲示を検討いただけるようお伝えしています。望まない受動喫煙をなくすため、喫煙者のマナー向上に向けた取組を今後も検討してまいりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
187	令和7年3月	犬の散歩のマナーについて	幅1mくらいの狭い歩道が犬の散歩コースになっています。犬の散歩をするのはいいのですが、そこでおしゃべりに夢中になり、歩道を占領している方がいます。歩行者はそんな場面に出くわすと車道を歩く始末。車が走ってきて運悪く事故につながりかねません。これはマナー違反を通り越して迷惑行為です。また、狭い歩道をリードを足もとに引かずいっぱいに広げ、すれ違うことも出来ないような散歩をする人もいます。すれ違う時は、お互いに端に寄るのがマナーだと思います。犬の散歩が優先ではありません。こういう迷惑行為、マナー違反する者に、強い言葉の注意喚起の掲示物を早急をお願いします。	ご質問の注意喚起の掲示物については、ふん害防止看板はありますが、犬の散歩マナーについての掲示看板はありません。あかし動物センターでは、ふんを放置しているなど条例違反していると思われる飼い主が判明している場合は、飼い主に直接お会いして事実確認の上、適切な指導を行っています。また、飼い主が不明の場合は、広報車による啓発活動なども行っておりますので、時間帯など教えていただければと思います。飼い主のみなさまのモラルやマナー向上を目指し、より効果的な啓発を検討、実施してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
188	令和7年3月	家屋解体工事の騒音について	近所で家屋解体工事を行なっているのですが、朝は8時前から夕方17時過ぎまで作業してうるさいです。さらに音を抑えるための防音シートが足りていないのか、中途半端で音が全く軽減されていません。悪質な業者に対する是正勧告か指導をお願いします。可能であれば、9時から17時等作業して良い時間帯を市の方で指定していただければと思います。	解体工事等で重機を用いて行われる作業の多くは「特定建設作業」に該当し、騒音や振動及び作業時間など、法律により規制に関する基準が設定されています。作業時間については、お住まいの地域では、午前7時から午後7時まで（工業地域などでは午前6時から午後10時まで）の間、作業の実施が認められており、特に基準違反の状況ではありません。解体現場のシートの設置についても、特別な作業を行う場合に必要の場合もありますが、通常の作業では事業者が周辺への配慮として行っているもので、特に義務付けされているわけではありません。また、シートは解体物を支えにして設置された足場に取り付けるものであり、現場の状況や解体の進行度によっては危険を伴う場合も少なくないため、設置を求めることが適切でないこともあります。基準違反がない場合でも、周辺から騒音苦情が発生している旨を説明し、強制力はないものの、任意での対応をお願いすることは可能ですので、今後お困りの場合は、お手数ですが下記連絡先まで直接ご連絡ください。 明石市環境保全課 TEL: 078-918-5030 執務時間: 8時30分から17時00分	環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
189	令和7年3月	単純指定ごみ袋の導入に反対します	明石市は指定ゴミ袋を導入しておらず、市民に寄り添った自治体であることが自慢のひとつです。単純指定ごみ袋の導入は、たとえ袋代だけだとしてもごみ処理の有料化のはじまりであり、有料指定ゴミ袋政策となんら変わりはありません。多数の指定ゴミ袋導入自治体の真似をするのではなく、あくまで現状を維持するべきです。市民本位の施策で有名な明石市の誇りを捨てず、単純指定ごみ袋導入をおやめください。	明石市では、現在「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に、ごみの減量・再資源化の取り組みを進めています。その背景として、本市のごみ処理施設の老朽化が進み、新ごみ処理施設の整備を予定しており、建設費用を圧縮するため、可能な限りコンパクトな施設を計画しています。そのため、より一層のごみの減量化・再資源化を推進する必要があると考えています。 明石市といたしましても、様々な施策を実施し、ごみの減量に取り組んでいるところですが、ごみ減量の目標達成のためには、更なる施策が必要であると考えており、他市事例も参考にしつつ、この度単純指定ごみ袋の導入を予定しています。 単純指定ごみ袋は、袋の価格にごみ処理手数料を上乗せする「有料指定ごみ袋」ではなく、ごみ袋の規格の指定のみを行い、ごみ処理手数料を上乗せしませんので、有料化とは異なります。 なお、指定ごみ袋の導入により、市民のみなさまにごみ分別の徹底と減量への意識を持っていただくため、地域での説明会を予定しています。 また、広報あかし(2025年3月15日号)でもお知らせいたしましたとおり、3月19日～4月18日に「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)」について」の意見募集を実施しています。 よろしければ、そちらでもご意見をいただけますと幸いです。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
190	令和7年3月	ゴミ袋有料	ゴミ袋の有料化には賛成ですが、高齢者の1人暮らしのため、ゴミがあまり出ません。45ℓの袋がいっぱいになるまでためて置く事もできますが、生ゴミはためておくことはできません。例えば、35ℓか25ℓ位の袋も作っていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。	このたび導入を予定する単純指定ごみ袋は、燃やせるごみのみで、サイズは大・中・小(45ℓ・30ℓ・15ℓ)の3サイズを予定しております。 これまで45ℓのサイズで中に見える無色またはブルー系でお願いしておりましたが、今後は、各世帯の人数や事情にあわせた袋のサイズをお選びいただけます。 また、単純指定ごみ袋は、袋の価格にごみ処理手数料を上乗せする「有料化」ではなく、ごみ袋の規格の指定のみを行うものになります。サイズとあわせてご確認いただければ幸いです。 今後とも明石市の環境行政にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794